

# 第3期長野県強靱化計画

〔多くの自然災害から学び、いのちと暮らしを守る県づくり〕

令和5年（2023年）3月



# 第3期長野県強靱化計画 目次

第1章	計画の基本的事項	1
1	策定趣旨	3
2	計画の性格	4
3	計画の目的	5
4	計画期間	5
5	強靱化を推進する上での基本的な方針	6
6	施策の重点化	6
7	有識者からの意見聴取	7
8	評価・見直し	7
第2章	基本的な考え方	9
1	想定するリスク	11
2	広域連携	21
3	総合目標、基本目標	23
4	起きてはならない最悪の事態	24
5	脆弱性評価（現状認識・問題点の整理）	25
第3章	取り組むべき事項	27
	第3章の構成、県民の取組、民間事業者の取組	28
	第3期長野県強靱化計画における重点項目	29
	大規模自然災害からの教訓	33
第1節	あらゆる自然災害において、人命の保護が最大限図られる	
1	地震による住宅や不特定多数が利用する施設の倒壊、密集市街地の火災による死傷者の発生	35
2	豪雨による河川の氾濫に伴う住宅などの建築物の浸水による死傷者の発生	42
3	土石流、地すべり等の土砂災害による死傷者の発生	45
4	ため池、ダム等の損壊・機能不全による死傷者の発生	49
5	火山噴火や火山噴出物の流出による死傷者の発生	52
6	避難情報発令の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生	54
第2節	負傷者に対し、迅速に救助・救急・医療活動等が行われるとともに、被災者等の健康、避難生活環境を確実に確保する	
1	長期にわたる孤立集落等の発生（大雪を含む）や、被災地での食料、飲料水等の長期にわたる不足	59
2	警察、消防、自衛隊等による救助・救急活動等の不足	64

- 3 医療機関、医療従事者の不足やエネルギー供給の長期途絶、医療施設の被災による医療機能の麻痺 . . . . . 69
- 4 劣悪な避難生活環境や不十分な健康管理による被災者の健康状態の悪化 . . . . . 71
- 5 被災地における感染症等の大規模発生 . . . . . 76

**第3節 必要不可欠な行政機能、情報通信機能を確保する**

- 1 信号機の停止等による交通事故の多発 . . . . . 77
- 2 県庁、市町村役場をはじめとする地方行政機関の大幅な機能低下 . 79
- 3 停電、通信施設の被災による情報通信の麻痺・長期停止 . . . . . 82
- 4 テレビ・ラジオ放送の中断や、通信インフラ障害によりインターネット・SNS等で災害情報が必要な者に伝達できない事態 . . . . . 85

**第4節 ライフラインの被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる**

- 1 電力供給ネットワーク（発電電所・送配電設備）や石油・都市ガス・LPガスサプライチェーンの機能の停止 . . . . . 89
- 2 上水道等の長期間にわたる供給停止 . . . . . 95
- 3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止 . . . . . 97
- 4 地域交通ネットワークが分断する事態 . . . . . 99

**第5節 流通・経済活動を停滞させない**

- 1 サプライチェーンの寸断等に伴う企業の生産力低下による経済活動の停滞 . . . . . 102
- 2 高速道路、鉄道等の基幹的交通ネットワークの機能停止 . . . . . 104
- 3 食料・飲料水等の安定供給の停滞 . . . . . 110
- 4 危険物施設の被災による有害物質の大規模拡散・流出 . . . . . 112
- 5 農地や森林の荒廃による生産能力、多面的機能の低下 . . . . . 114

**第6節 被災した方々の日常生活が迅速かつより良い状態に戻る**

- 1 大量発生する災害廃棄物の処理停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態 . . . . . 117
- 2 倒壊、浸水した住宅の再建が大幅に遅れる事態 . . . . . 119
- 3 復旧・復興を支える組織、人材の不足等により復旧・復興が大幅に遅れる事態 . . . . . 122
- 4 観光や地域農産物に対する風評被害により復興が大幅に遅れる事態 . . . . . 124
- 5 貴重な文化財や環境的資産、地域に伝わる有形・無形の文化の喪失・衰退 . . . . . 125

**資料** . . . . . 127



# 第1章

## 計画の基本的事項



## 1 策定趣旨

長野県は、地形的・気象的な特性により、多く自然災害が発生し、大きな被害を被ってきました。近年は、気候変動の影響により気象災害が激甚化、頻発化する傾向にあり、令和元年東日本台風災害では、東北信地域を中心に近年経験したことのない甚大な被害が発生しました。こうした大規模自然災害の際に「生命や財産、暮らしを守る」ため、いかに備えるかで被害の状況は大きく変わります。

国では、平成 25 年 12 月に公布・施行した「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」に基づき、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」（ナショナル・レジリエンス）を推進し、「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」、「同 5 か年加速化対策」により、取組の更なる加速化・深化を図っています。

長野県は、こうした国の方針や、災害の教訓を踏まえ、災害が起こった場合でもその被害を最小限に抑え、速やかに復興するため、すべての県民や長野県を訪れる人々が、今後起こりうる自然災害をイメージし、事前の備えに取り組むことを目的に、平成 28 年 3 月に第 1 期長野県強靱化計画を、平成 30 年 3 月には、第 2 期計画を策定し、県土の強靱化に向けた諸施策を推進してまいりました。

一方で、第 2 期計画の策定後も、令和元年東日本台風災害をはじめとした大規模な自然災害を経験する中で、災害対応を通じて得られた新しい知見や教訓を今後の施策に活かしていく必要があります。

また、計画の進展に伴い、実施している施策もその進捗状況に合わせ見直しを行う必要があります。

長野県の強靱化は、「災害が発生しても生命を失わず、迅速かつより良く日常生活に戻るため、最悪の事態を念頭に置き、平時からの「備え」を誰もが行うことにより、社会全体が災害に強くなること」を意味しています。

大規模自然災害への「備え」について、引き続き最悪の事態の想定という視点から強靱化に向けた施策を効果的に推進するため、国土強靱化基本法第 13 条の規定により、第 3 期長野県強靱化計画を策定します。

## 2 計画の性格

長野県強靱化計画は、大規模自然災害に対する県土の脆弱性を認識し、その克服に向けて事前防災及び減災その他迅速な復旧等に資する施策を総合的に実施するため、国土強靱化の観点から本県における様々な分野の指針となる計画です。

○強靱化の分野において、長野県強靱化計画を指針とする計画

計画の名称	担当課室名
長野県総合5か年計画	総合政策課
長野県土地利用基本計画	総合政策課
第八次長野県総合雪対策計画	地域振興課
長野県消防広域化推進計画	消防課
長野県地域防災計画	危機管理防災課
長野県ファシリティマネジメント基本計画	財産活用課
第2期信州保健医療総合計画	健康福祉政策課
第五次長野県環境基本計画	環境政策課
長野県ゼロカーボン戦略	環境政策課
第7次長野県水環境保全総合計画	水大気環境課
長野県水道ビジョン	水大気環境課
千曲川流域下水道総合地震対策計画	生活排水課
諏訪湖流域下水道総合地震対策計画	生活排水課
犀川安曇野流域下水道総合地震対策計画	生活排水課
長野県廃棄物処理計画（第5期）	資源循環推進課
災害時における物資の調達に関する協定	産業政策課
長野県BCP策定支援プロジェクト	産業政策課
第4期長野県食と農業農村振興計画	農業政策課
長野県農業農村整備計画（第9次長野県土地改良長期計画）	農地整備課
長野県森林づくり指針	森林政策課
長野県社会資本総合整備計画	技術管理室
長野県吹付法面長寿命化修繕計画	道路管理課
長野県横断歩道橋長寿命化修繕計画（第2期）	道路管理課
長野県大型案内標識長寿命化修繕計画	道路管理課
長野県大型擁壁等大規模施設長寿命化修繕計画	道路管理課
長野県橋梁長寿命化修繕計画（第3期）	道路管理課
長野県舗装長寿命化修繕計画	道路管理課
長野県トンネル長寿命化修繕計画	道路管理課
長野県ロックシェッド・スノーシェッド長寿命化修繕計画	道路管理課
長野県無電柱化推進計画	道路管理課
信州みちビジョン	道路建設課
長野県管理河川の河川整備計画	河川課
長野県河川管理施設（水門、樋門等）長寿命化計画	河川課
長野県流域治水推進計画	河川課
焼岳火山噴火緊急減災対策砂防計画	砂防課
御嶽山火山噴火緊急減災対策砂防計画	砂防課
砂防関係施設長寿命化計画	砂防課
長野県都市計画ビジョン	都市・まちづくり課
長野県公園施設長寿命化計画	都市・まちづくり課
長野県耐震改修促進計画（第Ⅲ期）	建築住宅課
長野県住生活基本計画	建築住宅課
長野県県営住宅プラン2021	公営住宅室
長野県公営企業経営戦略	経営推進課
第4次長野県教育振興基本計画	教育政策課

(令和5年3月現在 44計画)

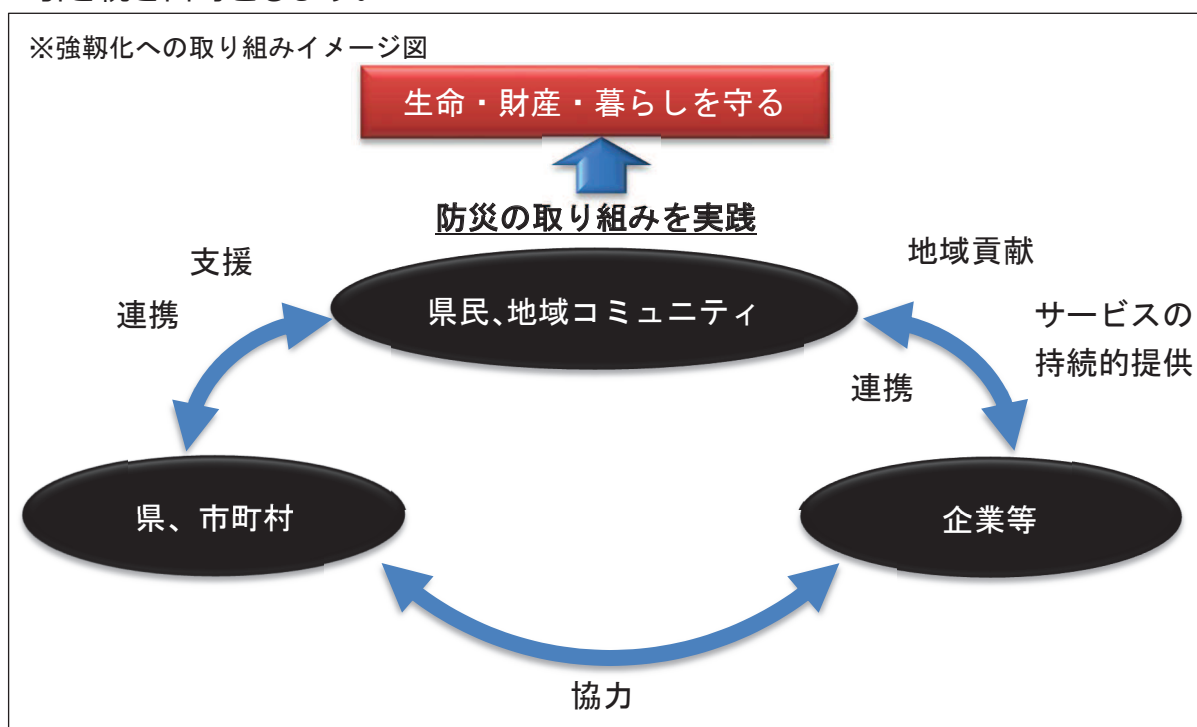


### 3 計画の目的

県民の一番の思いは災害により生命・財産を失わないことにあります。また、県政モニターアンケート調査結果によると、自然災害への備えとして最も優先度が高いのは、電気、ガス、上下水道など生活インフラの防災力の強化です。

行政のみならず、企業、県民も、生命・財産を守り迅速に復旧・復興するための「事前の備えを行うことにより、社会全体が災害に強くなること」、すなわち強靱化を意識することが必要です。

長野県強靱化計画は、多くの災害経験を踏まえ、行政、企業、県民が一体となって「オール信州」で強靱化に取り組み、生命・財産・暮らしを守ることを引き続き目的とします。



### 4 計画期間

計画期間は、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度の5年間とします。

## 5 強靱化を推進する上での基本的な方針

国土強靱化の理念及び国土強靱化基本計画を踏まえ、次の基本的な方針に基づき、本県における強靱化を推進します。

### 【強靱化の取組姿勢】

- 本県の強靱性を損なう原因を、あらゆる側面から検証します。
- 短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画的に取り組みます。
- 災害に強い県土づくりにより、地域の活力を高めます。

### 【適切な施策の組み合わせ】

- ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進します。
- 国、県、市町村、住民及び民間事業者等の連携と役割分担の下、「自助」「共助」「公助」を適切に組み合わせ、地域防災力の向上に取り組みます。
- 非常時のみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう、工夫します。

### 【効率的な施策の推進】

- 既存社会資本の有効活用や施設の適切な維持管理により効果的に施策を推進します。
- 国の施策や民間技術の活用等により、効率的に施策を推進します。

### 【地域の特性に応じた施策の推進】

- 女性、高齢者、子ども、障がい者及び外国人県民等に配慮した施策を講じます。
- 本県の地域特性（自然条件、人口構造、産業等）に応じた施策を講じます。
- 人のつながりやコミュニティ機能を強化し、地域全体で強靱化を推進します。

## 6 施策の重点化

厳しい財政状況の中、効率的・効果的に強靱化を推進するためには、優先順位が高い施策を重点化して取り組む必要があります。

第2期計画の進捗状況、計画期間中の災害教訓、対処すべき新たな課題等を踏まえ、第3章「取り組むべき事項」の「起きてはならない最悪の事態」を回避する施策の中から重点項目を定めています。

## 7 有識者からの意見聴取

本計画の策定に当たり、多角的な視点から考察するため、防災研究の専門家をはじめ、各分野の有識者から意見をお聴きし、計画に反映しています。

## 8 評価・見直し

本計画の第3章「取り組むべき事項」には、「起きてはならない最悪の事態」に対する「脆弱性評価」「取組方針（施策）」「達成目標」が掲載されています。

計画を効率的かつ効果的に推進するため、施策や目標の達成状況を評価し、今後発生する災害の検証も加えながら、必要に応じて見直す（改善する）ことが重要です。PDCAサイクル（Plan:計画、Do:実行、Check:評価、Act:改善）により、施策の見直しを行います。

また、大規模自然災害の発生などにより、それまで認識されていない問題点（脆弱性）が発見された場合には、必要に応じて計画の見直しを行います。

なお、本計画に掲載の「達成目標」は、進捗管理の目安としており、目標の達成によりすべての問題点が解決されたとするものではありません。



## 第2章

### 基本的な考え方



## 1 想定するリスク

長野県の強靱化を進めるに当たり想定するリスクは、国土強靱化基本計画が大規模自然災害のみを対象としていることや、近年、気候変動の影響により激甚化・頻発化している気象災害や、今後発生するおそれのある大規模地震等の脅威への対策が県として取り組むべき喫緊の課題であることから、本計画で想定するリスクは大規模自然災害を対象とします。

### 地震災害

長野県の地形は、大きくは県土の80%を占める山地と10%以下の盆地に分けられますが、特に山地と盆地の境界部に数多くの活断層が見られ、長野県における地震災害のリスクとなっています。

国の地震調査研究推進本部が行った長期評価では、県内の主要活断層のうち、糸魚川－静岡構造線断層帯（中北部区間）では、（気象庁マグニチュード）（M<sub>j</sub>）7.6程度の地震が今後30年間で発生する確率が14～30%、境峠・神谷断層帯では主部でM<sub>j</sub>7.6程度の地震が0.02%～13%、阿寺断層帯では主部／北部でM<sub>j</sub>6.9程度の地震が6～11%程度などの発生確率となっています。（算定基準日：令和4年(2022年)1月1日）

長野県では、これらの地震に備えるため平成27年3月に長野県第3次地震被害想定を策定しています。（19ページで後述）

#### 1 長野県神城断層地震

平成26年(2014年)11月22日22時08分に長野県北部の深さ約5kmでマグニチュード（M）6.7の地震が発生した。この地震により長野県で最大震度6弱を観測した。

この地震の発震機構は西北西－東南東方向に圧力軸を持つ型で、地殻内の浅い地震である。今回の地震の余震分布と本震の発震機構から推定される震源断層は南北方向に延びる東傾斜の逆断層であった。震源域付近には糸魚川－静岡構造線活断層系の一部である神城断層が存在している。今回の地震は神城断層の一部とその北方延長が活動したと考えられる。（文部科学省地震調査研究推進本部2014年11月22日長野県北部の地震の評価より引用）

この地震では、81棟の住家が全壊し46名の重軽傷者が出たが、死者・行方不明者は一人もいなかった。倒壊した家に閉じ込められた住民の多くが、近所の手助けにより救出されており、改めて地域コミュニティの重要性が注目された。住民間の繋がりが薄いとされる都市部においても、同様の地域コミュニティが形成できるか、また、山間部においてはそれらが維持できるかが課題となっている。

#### 【被害の概要】

震度状況 震度6弱：長野市、小川村、小谷村

5強：信濃町、白馬村

人的被害 重傷者8名 軽傷者38名

住家被害 全壊81棟 半壊175棟 一部損壊2,146棟



【過去に長野県内で発生した主な地震災害】

発生年月	災害名	被害の概要
1847年 5月8日 (弘化4年 3月24日)	善光寺地震 (M7.4 推定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夜10時ごろ長野市直下を震源とする大地震が発生した。この地震による災害のほかに、善光寺町、水内郡新町村、埴科郡稲荷山村、水内郡飯山町の火災、水内、更級の2郡にわたる山崩れ、善光寺平の洪水などの2次、3次災害が発生。多数の死者、住家被害が発生したと推定されている。</li> <li>・人的被害 死者 8,586 名</li> <li>・住家被害 全壊 20,883 戸 半壊 11,364 戸 非住宅全壊 13,223 戸 非住家半壊 4,460 戸</li> <li>・山崩れ 42,528 か所 (出典：虫倉日記)</li> </ul>
1984年 (昭和59年) 9月14日	長野県西部地震 (震度5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・震源地は王滝村の御嶽山麓で、震源の深さは2kmと極端に浅く、震源直上の王滝村では多数の山体崩壊や斜面崩落等が発生した。</li> <li>特に伝上川上流の剣ヶ峰南側斜面で発生した大規模崩壊（御嶽崩れ又は伝上崩れ）により、多数の死者や住家被害が発生し、多くの村民が10月25日の避難解除宣言まで長期間にわたり避難を余儀なくされた。</li> <li>・「御嶽崩れ」では、東京ドーム約30杯分に相当する土砂が平均時速約80kmで崩れ落ち、松越地区では道路や家屋を乗せたまま崩落した。</li> <li>・人的被害 死者 29 名</li> <li>・住家被害 全壊 14 棟 半壊 73 棟 一部損壊 517 棟</li> </ul>
2011年 (平成23年) 3月12日	長野県北部の地震 (震度6強)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・栄村を震源とする直下型地震が発生し、人家、道路、農地などが被災し、山地災害も多数発生した。</li> <li>・大規模な山腹崩壊による溪流の閉塞が発生した。また、残雪期のため道路や農地等の被害状況の把握が遅れた。</li> <li>・残雪の中での厳しい避難となったが、消防団を中心に迅速な安否確認や救助が行われた。</li> <li>・人的被害 死者 3 名（災害関連死） 軽傷者 12 名</li> <li>・住家被害 全壊 34 棟 半壊 169 棟 一部損壊 507 棟</li> </ul>

### 土砂災害・水害

長野県には、日本海に注ぐ信濃川、姫川、関川と太平洋に注ぐ天竜川、木曾川、富士川、矢作川、利根川の8水系があり、一級河川は740河川、総延長は5,110.7kmになります。

長野県の特徴である急峻な地形や脆弱な地質などの自然条件に加え、都市化の進展などに



よる土地利用の変化により流域保水力が低下したこともあり、近年は毎年のように水害が発生しており、最近5カ年（平成29年～令和3年）の河川災害は、年平均278箇所、約102億9千万円余にのぼっています。

加えて、土砂災害危険箇所数（土石流危険渓流・地すべり危険箇所・急傾斜地崩壊危険箇所の合計）は全国においても上位（12位）であり、土砂災害が数多く発生しています。

## 1 令和元年東日本台風災害

10月6日に南鳥島近海で発生した令和元年東日本台風（台風第19号）は、強い勢力で静岡県に上陸した後、関東甲信地方と東北地方を通過したため、東日本から東北地方を中心に広い範囲で観測史上1位（当時）の記録を更新する大雨となり、1都12県に大雨特別警報が発表された。

本県では、10月12日から13日にかけて非常に激しい雨（長野地方気象台：日降水量132.0mm統計開始以来の極値更新）と強風（長野地方気象台：日最大瞬間風速25.7m/s10月としての極値更新）により、千曲川の越水や堤防の決壊、人や建物への被害、農地や農業用施設の浸水被害、鉄道の運休や航空機の欠航、停電などのライフラインへの影響など、様々な被害が発生した。また、県内43市町村に初めて大雨特別警報が発表されたほか、千曲川氾濫発生情報も発表された。



近年経験のない大規模な浸水被害となり、多数の人的被害、住家被害が発生するとともに、1,700名を超える逃げ遅れの発生、避難生活の長期化、浸水した地域の復旧・復興など様々な課題が浮き彫りになった。

- ・人的被害 死者23名（うち災害関連死18名） 重軽傷者150名
- ・住家被害 全壊920棟 半壊2,496棟 一部損壊3,569棟

## 2 令和3年8月大雨

8月11日に中国大陸から九州付近にのびていた前線は、12日から15日にかけて本州付近に停滞した。この前線に向かって南から暖かく湿った空気が流れ込んで大気の状態が不安定となり、西日本から東日本の広い範囲で記録的な大雨となった。本県でも13日夕方から15日朝にかけて断続的に激しい雨が降り続き、南部・中部を中心に記録的な大雨となり、アメダス10地点で48時間降水量の観測史上1位を更新した。

この大雨により、8月15日、岡谷市川岸地区では土石流が発生し、3名の命が奪われた。また、王滝村滝越地区では道路の崩壊により住民14名が孤立し、県消防防災ヘリコプターによって救助された。

避難情報を発令するタイミングや対象地区の絞り込み、住民の適切な避難行動（特に夜間）が課題となった。

【過去に長野県内で発生した主な水害・土砂災害】

発生年月	災害名	被害の概要
1961年 (昭和36年) 6月～7月	昭和36年 梅雨前線豪 雨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伊那谷を中心とした集中豪雨で河川氾濫・土砂災害が発生。規模と深刻さで長野県史上空前の災害となった。</li> <li>・人的被害 死者・行方不明者 136名</li> <li>・住家被害 家屋の全壊・流失・半壊約 1,500戸</li> </ul>
1985年 (昭和60年) 7月26日	地附山地す べり災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長野市地附山南東斜面で大規模な地すべりが発生し、山麓部の老人ホーム松寿荘や湯谷団地が被災した。</li> <li>・人的被害 死者 26名（松寿荘入所者）</li> <li>・住家被害 家屋等の埋没・全壊 55棟</li> </ul>
1996年 (平成8年) 12月6日	蒲原沢土石 流災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小谷村蒲原沢で大規模な土石流が発生し、平成7年梅雨前線豪雨災害の復旧事業等に従事していた作業員が巻き込まれた。</li> <li>・人的被害 死者 14名</li> </ul>
2006年 (平成18年) 7月	平成18年 7月豪雨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・梅雨前線の活動が活発となり、総降水量が7月の平均降水量の2倍を超えるなど記録的な大雨となった。岡谷市、辰野町では土砂災害による住家の倒壊、浸水など、甚大な被害が発生。また、天竜川堤防の破堤による床上浸水など、諏訪・上伊那地域を中心に大きな被害が発生した。</li> <li>・人的被害 死者 12名</li> <li>・住家被害 床上浸水約 800棟</li> </ul>
2014年 (平成26年) 7月	平成26年 台風第8号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・7月9日昼過ぎから、県内では断続的に雷を伴った大雨となり、南木曾町読書三留野地区の梨子沢、大沢田川で土石流が発生した。</li> <li>・人的被害 死者1名 負傷者3名</li> <li>・住家被害 全壊10棟 一部破壊3棟</li> <li>・JR中央本線橋梁が流出、国道19号に土砂流入</li> </ul>

## 火山噴火災害

気象庁の火山噴火予知連絡会は、今後100年程度の中長期的な噴火の可能性及び社会的影響を踏まえ、「火山防災のために監視・観測体制の充実等の必要がある火山」として、50の火山を選定していますが、そのうち長野県内に火口が存在するのは4火山（浅間山、焼岳、乗鞍岳、御嶽山）、長野県境に隣接しているのは3火山（新潟焼山、草津白根山、弥陀ヶ原）であり、全国でも有数の火山県です。

また、火山活動が活発で過去に大規模な噴火を繰り返した火山がある一方で、有史以来目

立った噴火がない火山や、歴史的経緯や交通網の関係から観光客や登山客が数多く訪れる火山も存在するなど、それぞれの火山の噴火に伴い発生するリスクは大きく異なっているため、きめ細やかなリスク管理が必要とされています。

#### ■御嶽山

乗鞍火山列の南端に位置する成層火山で、古期・新期の火山体が侵食期をはさんで重なっている。新期御嶽火山は継母岳（ままははだけ）火山群と摩利支天（まりしてん）火山群からなり、約8～9万年前には継母岳火山群の活動があり、カルデラを埋めて溶岩ドームや火砕流が山体を構成した。

引き続いて約8万年前からは摩利支天火山群が活動した。8つの火山からなり、カルデラ内で火口を移動しながら活動し、カルデラはほぼ埋め立てられて現在の御嶽火山の南北に並ぶ山頂群が形成された。

最近2万年間は、水蒸気爆発を中心にした活動期であり、1979年の噴火以降、白色の噴煙が続き、2007年3月及び2014年9月には小規模な水蒸気噴火が発生。2014年の噴火は死者58名、行方不明者5名、負傷者69名という甚大な被害をもたらした。

#### ■浅間山

複雑な形成史をもつ火山。黒斑（くろふ）火山（安山岩の成層火山）、仏岩火山（デイサイト）（2万年前～1万年前）が形成された後、約1万年前からは前掛火山が活動を開始し、山頂部の釜山は現在も活動中。

有史以降の活動はすべて山頂噴火。釜山の山頂火口（長径東西500m、短径南440m）内の地形、特に火口底の深さは、火山の活動の盛衰に応じて著しく変化する。山頂火口は常時噴気が認められ、西山腹の地獄谷にも噴気孔がある。爆発型（ブルカノ式）噴火が特徴で、噴火に際しては火砕流（熱雲）が発生しやすい。1108年、1783年には溶岩流も発生。噴火の前兆現象として、火口直下に浅い地震（B型）が頻発することがある。

#### ■乗鞍岳

ほぼ南北に連なる基盤岩の高まりに沿って複数の火山体が並ぶ複合成層火山体。安山岩・デイサイトの溶岩ドーム、溶岩流を主体とし、山麓には緩傾斜地が広がっている。山頂部には火口湖、せき止め湖など多くの池がある。山頂部に噴気地帯は存在しない。

約7,300年前より新しい時期に火山灰を堆積させる噴火が少なくとも9回あったことが明らかになっている。堆積物から、最近1万年間の平均噴火間隔は約700～800年程度であり、最新の噴火は約500年前である。

#### ■焼岳

北から割谷山（わるだにやま）、焼岳、白谷山（しらたにやま）、アカンダナ山と並ぶ焼岳火山群のうち、焼岳のみが現在も活動中。安山岩・デイサイトの成層火山、山頂部は溶岩ドームで、山腹には火砕流堆積物を伴う。山頂火口（直径約300m）のほか、山腹か

らも噴火している。最新のマグマ噴火は、2,300 年前に起きた焼岳円頂丘溶岩とそれに伴う中尾火砕流堆積物の活動である。東麓ではこの火砕流堆積物の上位の黒色土壌中にテフラが認められる。有史以降の噴火はほとんど水蒸気爆発で、泥流を生じやすい。平常でも噴気活動が盛んである。

※以上、気象庁ホームページより引用

## 1 御嶽山噴火災害

噴火は、平成 26 年（2014 年）9 月 27 日 11 時 52 分頃発生した。噴火発生時は視界不良のため山頂付近の状況は不明だったが、剣ヶ峰の南南東約 6 km に設置の監視カメラによると、噴火による火砕流が南西方向に 3 km を超えて流下した。

気象レーダーによると、噴煙は東に流れ、その高度は火口縁上約 7,000m と推定されている。降灰の有無に関する自治体等への聞き取り調査の結果、御嶽山の西側の岐阜県下呂市萩原町から東側の山梨県笛吹市石和町にかけての範囲で降灰が確認された（9 月 28 日 16 時現在）。また、9 月 28 日に実施した上空からの観測では、剣ヶ峰山頂の南西側で北西から南東に伸びる火口列から活発な噴煙が上がっており、噴火はこの火口列から発生したとみられ、大きな噴石が火口列から約 1 km の範囲に飛散していることが確認された。

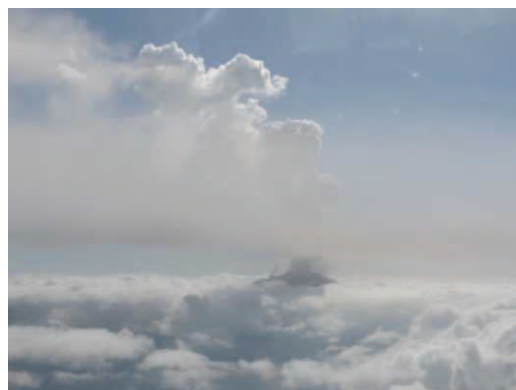
今回の噴火は、噴出した火山灰には新鮮なマグマに由来する物質が確認されなかったこと、火砕流により樹木等が焦げたような痕跡は認められなかったことから、「水蒸気噴火」と考えられている。

当日は、久しぶりの好天に恵まれた週末の昼前で登山者も多く、幅広い年代の登山者が山頂付近で噴火に巻き込まれた。

### 【被害の概要】

- ・ 人的被害 死者 58 名 行方不明者 5 名 負傷者 69 名 （令和 4 年 10 月 1 日現在）

※内閣府中央防災会議防災対策実行会議火山防災対策推進ワーキンググループ「御嶽山噴火を踏まえた今後の火山防災対策の推進について（報告）」より引用



噴煙の状況（H26.9.27 14:27）

長野県消防防災ヘリ「アルプス」撮影

### 【過去に長野県内で発生した主な噴火災害】

発成年月	災害名	被害の概要
1783 年 5 月～8 月 (天明 3 年)	浅間山噴火	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 8 月 5 日（天明 3 年 7 月 8 日） 天明大噴火 爆発とともに吾妻火砕流、鎌原(かんばら)岩屑なだれが発生。泥流が吾妻川を塞ぎ、次いで発生した決壊により利根川流域の村落を流失した。</li> <li>・ 鎌原火砕流発生直後、鬼押出溶岩が北側斜面に流下した。</li> <li>・ 人的被害 死者 1,151 名</li> <li>・ 住家被害 流失家屋 1,061 棟 失家屋 51 棟 倒壊家屋 130 余棟</li> </ul>

1936年 (昭和11年)	浅間山噴火	・2～4月、7～11月に毎月数回～数十回の噴火があり、7月と10月に登山者が死亡した。 ・人的被害 死者2名
1941年 (昭和16年)	浅間山噴火	・毎月十数回～数十回噴火。山麓でガラス破損が多数発生し、7月13日の噴火では犠牲者も出た。 ・人的被害 死者1名 負傷者2名
1947年 (昭和22年) 6月～8月	浅間山噴火	・8月14日の噴火では、噴石、降灰、山火事が発生し、噴煙高度は12,000mにものぼり、登山者が死亡した。 ・人的被害 死者9名
1995年 (平成7年) 2月	焼岳	・2月11日 南東山麓の安曇村中ノ湯の工事現場で熱水性の水蒸気爆発が発生し、作業員が巻き込まれた。 ・人的被害 死者4名

## 大雪・雪崩災害

長野県では、豪雪地帯対策特別措置法に基づき県北部を中心に県下市町村の概ね4分の1を占める20市町村が豪雪地帯に指定され、そのうち10市町村が特別豪雪地帯に指定されており、長期間自動車交通が途絶するなど住民生活に著しい支障が生じる可能性があるため、長期的な視野に基づく総合的な雪対策を、住民、企業、行政など様々な社会構成員と役割を分担しながら、今後も推進していく必要があります。

### 1 平成26年2月大雪災害

平成26年(2014年)2月13日に発生した低気圧が、16日にかけて発達しながら本州の南岸を北東へ進んだ。その後、低気圧はさらに発達しながら三陸沖から北海道の東海上に進み、19日にかけて千島近海でほとんど停滞した。この低気圧の影響で、西日本から北日本にかけての太平洋側を中心に広い範囲で雪が降り、特に14日夜から15日にかけて、関東甲信及び東北地方で記録的な大雪となったところがあり、関東甲信地方を中心に、道路への積雪や雪崩等による車両の立ち往生や、交通の途絶による集落の孤立が、複数の都県にわたって発生した。※気象庁ホームページより引用

県内では軽井沢町で99cm、飯田市で81cmの観測史上最大の積雪深を記録するなど、各地で記録的な大雪となり、除雪等の事故を含む死者が4名、重軽傷者57名が出るとともに、農業用パイプハウス等の生産施設の倒壊・損傷、ハウス内の野菜、しいたけ、花き、果樹などの農作物被害や、鶏舎等の損壊、生乳の廃棄などの畜産関係の被害や造林木の雪折れ被害も発生した。

高速道路や基幹国道(18号、19号、20号)が順次交通規制を行ったため、滞留車両が発生し、国道18号及び20号にはそれぞれ約400台(19号は不明)もの車両が滞留したため、おにぎり、パン、飲料水を提供し、避難所も開設された。

除雪等に大きな課題があったため、長野県は「平成 26 年 2 月大雪災害の事後検証チーム」を立ち上げ検証を行った結果、国、NEXCO、県、市町村、警察などとの連携強化による迅速な対応、リアルタイムで一元化した道路情報等の提供、降雪が少ない地域からの応援体制の確立、排雪場所の事前確認、除雪業務を一括発注する共同企業体方式の試行、高速道路の一車線除雪等の弾力的運用、病院・学校・駅など主要施設への道路を除雪優先路線として設定すること等について、効果的に実施する必要があるとされた。



(農業用施設被害状況)



(国道 18 号車両滞留状況)

【過去に長野県内で発生した主な大雪災害】

発生年月	災害名	被害の概要
1961 年 (昭和 36 年) 2 月 16 日	栄村青倉地区 雪崩災害	・西坂ノ上山頂近くで発生した雪崩により、家屋全壊 4 戸、被災者 21 名内死者 11 名という大きな被害が発生した。

## ～長野県第3次地震被害想定～

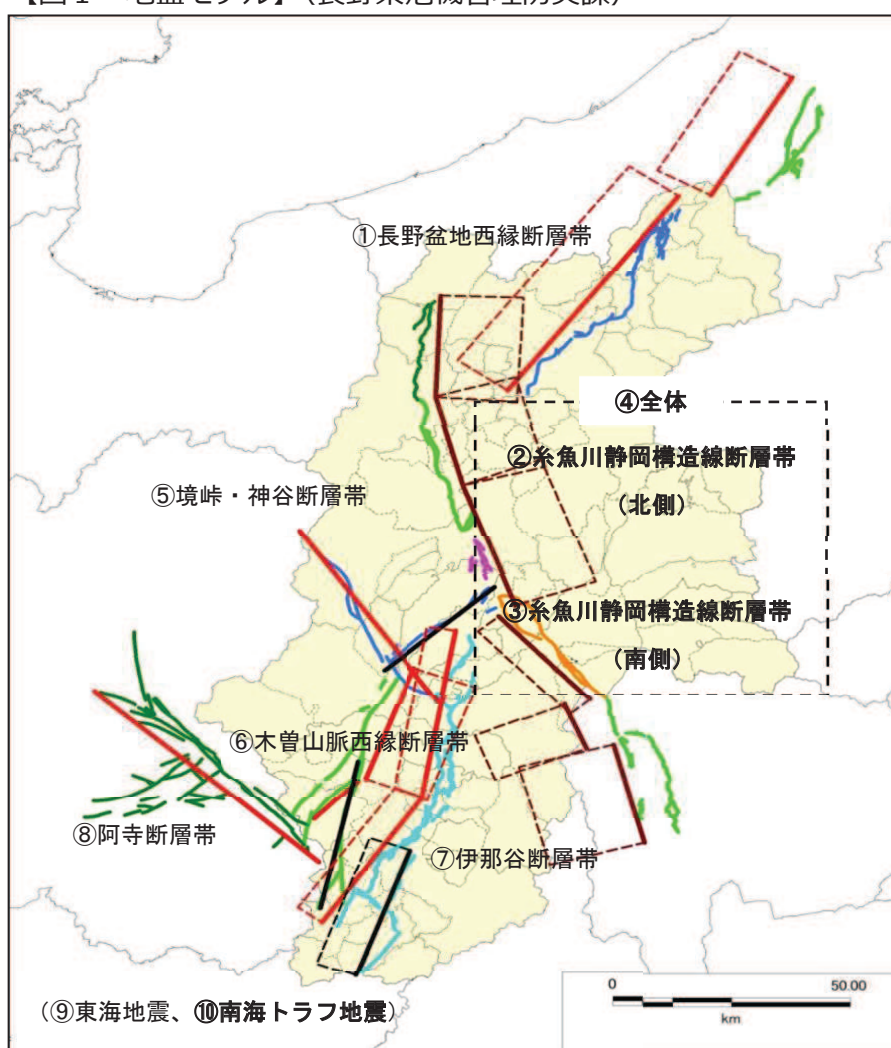
長野県は、平成26年の長野県神城断層地震のような県内の活断層による地震に備えるとともに、平成23年の東北地方太平洋沖地震といったこれまで想定していなかった場所・規模の地震や、将来起こりうると言われている南海トラフの巨大地震に備えるため、県、市町村、地域の防災対策の基礎資料となる実践的で新たな被害想定を平成27年3月に策定。

想定地震は、複数の活断層から各地域の地震被害の規模や重なりを考慮して選定し、想定項目及び想定手法は、最新の科学的知見を踏まえて地震防災対策において必要な項目を選定した。

### 1 地震動の予測結果

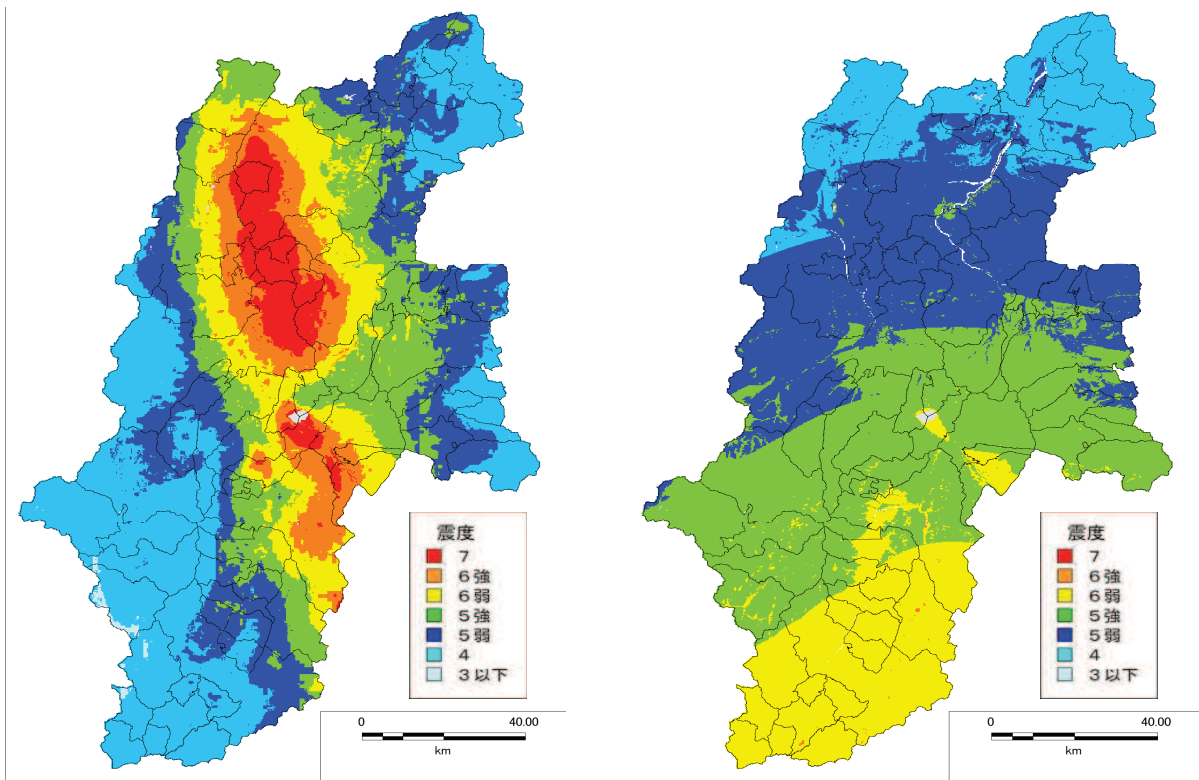
地盤モデルに基づき図1の①～⑩の地震について市町村別の震度予測を行った。

【図1 地盤モデル】（長野県危機管理防災課）



④糸魚川静岡構造線断層帯（全体）の地震では、県の北部から中部の広い範囲にわたり震度6弱以上の強い揺れが予測されている。（県内市町村で震度4～7）

⑩南海トラフ地震（陸側ケース）では、県の南部から中部の広い範囲にわたり震度6弱、5強の強い揺れが予測されている。



(例) ④糸魚川静岡構造線断層帯(全体)の地震

⑩南海トラフの地震(陸側ケース)

## 2 建物、人的被害などの主な予測結果

			④糸魚川静岡構造線断層帯(全体)地震	⑩南海トラフの地震(陸側ケース)	備考
建物被害	全壊・焼失	(棟)	82,750 ~ 97,940	2,230 ~ 2,260	予測結果の幅は、季節、時間帯、風速のケース分けによる
	半壊	(棟)	103,450 ~ 109,620	20,420 ~ 20,450	
人的被害	死者	(人)	5,570 ~ 7,060	130 ~ 180	
	負傷者	(人)	31,160 ~ 37,760	3,330 ~ 4,440	
生活支障	避難者	(人)	367,540	59,690	被災2日後(最大)
	孤立集落	(箇所)	566	135	
ライフライン	上水道断水	(人)	1,453,310	701,780	被災直後
	停電	(軒)	700,570	333,620	被災直後

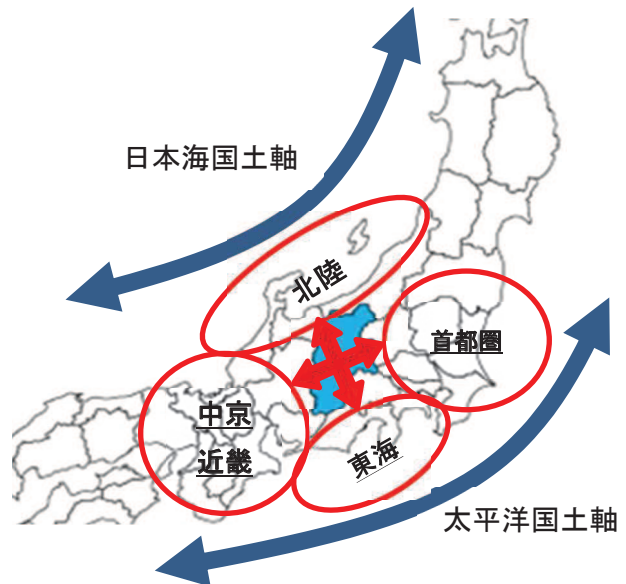


## 2 広域連携

### 1 長野県が広域連携で果たす役割

長野県は日本海と太平洋の間に位置し、首都圏、中京等、北陸、東海地方に隣接する、本州の中心に位置しています。今後発生が予想される「南海トラフ地震」「首都直下地震」といった大規模自然災害の発生時には、県内被害への対応を第一にしながらも、県外被災エリアを内陸から後方支援する立地にあります。

また、糸魚川－静岡構造線の地震といった県内の災害発生時には、首都圏、中京等、北陸、東海地方から救助・救急や不足物資を補うための支援等を受けることが可能な位置にあります。



こうした地理的要件を踏まえ、サプライチェーンを途絶させないため、また、津波により甚大な被害を受ける地域の代替交通機能を確認するため、基幹的交通ネットワークを早期に回復させ、東日本、西日本の相互物流を維持するなど、物流の結節点の役割を果たすことが重要です。そのためにも、中部横断自動車道、中部縦貫自動車道や三遠南信自動車道等の高規格道路をはじめとする基幹的交通ネットワークの整備が必要です。

長野県は、津波被害がないという利点を生かし、特に被害が甚大となることが予想される太平洋の沿岸部に対して、信州まつもと空港及び松本平広域公園周辺を広域防災拠点とした救助・救援や救援物資搬送の活動体制を、周辺住民の理解を得ながら整える必要があります。

中部地方整備局は、信州まつもと空港及び松本平広域公園周辺、飯田運動公園を中部圏における広域防災拠点施設候補として位置付けており、南海トラフ地震が発生し、太平洋側沿岸部の支援が必要となった場合、緊急支援物資の広域輸送、広域支援部隊のベースキャンプ等、人員や物資の広域的な流れを扱う拠点として使用する可能性があります。

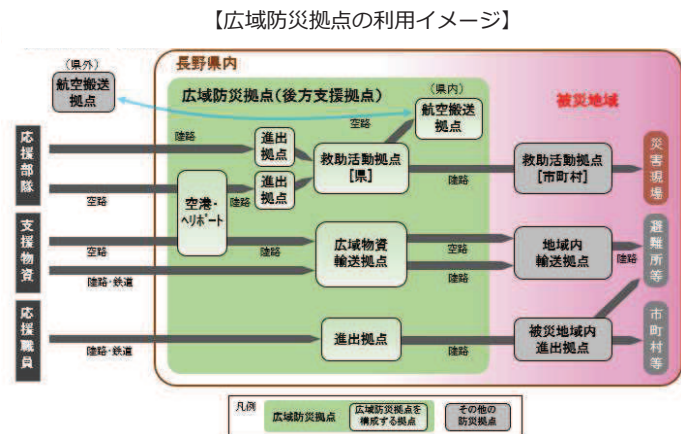
## 2 広域受援計画

広域受援計画は、大規模災害時に国や他県などから広域的な人的、物的応援を円滑に受入れ、被災者に迅速に届けるために、広域防災拠点の配置や運用の明確化、機関別の役割分担など、大規模災害時における具体的な受援体制の構築を行うものです。

長野県の広域受援計画は主には2つの計画から構成されます。

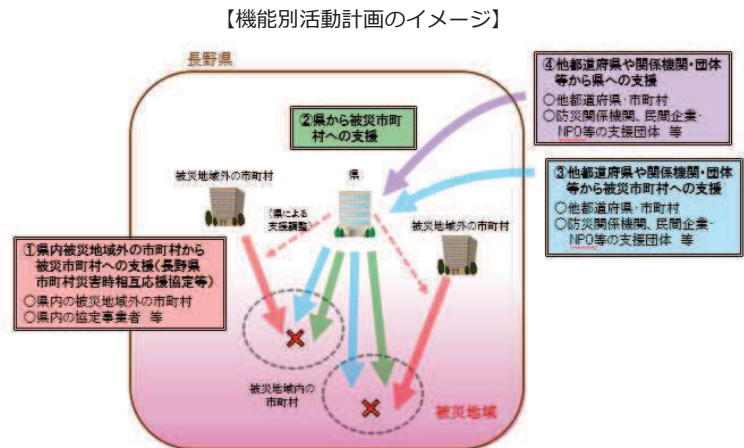
### ① 広域防災拠点計画

県内において想定されるいかなる災害に対しても、陸路、空路を活用し、各方面から迅速な救助・消防・医療活動や支援物資の輸送・応急復旧活動等に係る支援を受け入れるため、広域防災拠点（後方支援拠点）の地理的要件、必要な機能等を明確にし、必要な整備を行う計画



### ② 機能別活動計画

大規模災害時における、県外からの支援が必要な業務を具体化し、その対応の流れ及び調整窓口を明確化することにより、県及び市町村に対する人的、物的支援を円滑に受け入れるための計画



県では、広域受援計画に基づき、受援に際して必要とされる施設等については順次整備を行うとともに、大規模災害に際して各関係機関が円滑に活動や連携が行えるよう、受援に係る共同訓練などを進めます。

### 3 総合目標、基本目標

国土強靱化基本計画との調和を図りつつ、長野県において発生した大規模自然災害（地震、火山噴火、風水害、大雪災害）を教訓としながら長野県の強靱化を推進するため、長野県強靱化計画においては、起こりうる事態に対して、以下のとおり本計画の「総合目標」と「基本目標」を設定します。

#### ○総合目標

多くの自然災害から学び、いのちと暮らしを守る県づくり

#### ○基本目標

- 1 あらゆる自然災害において、人命の保護が最大限図られる
- 2 負傷者に対し、迅速に救助・救急・医療活動等が行われるとともに、被災者等の健康、避難生活環境を確実に確保する
- 3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能を確保する
- 4 ライフラインの被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- 5 流通・経済活動を停滞させない
- 6 被災した方々の日常生活が迅速かつより良い状態に戻る

この基本目標と、想定するリスク、長野県が広域連携で果たす役割を踏まえ、長野県における「起きてはならない最悪の事態」と対応する施策を設定します。

## 4 起きてはならない最悪の事態

総合目標: 多くの自然災害から学び、いのちと暮らしを守る県づくり

基本目標	番号	起きてはならない最悪の事態
1 あらゆる自然災害において、人命の保護が最大限図られる	1-1	地震による住宅や不特定多数が利用する施設の倒壊、密集市街地の火災による死傷者の発生
	1-2	豪雨による河川の氾濫に伴う住宅などの建築物の浸水による死傷者の発生
	1-3	土石流、地すべり等の土砂災害による死傷者の発生
	1-4	ため池、ダム等の損壊・機能不全による死傷者の発生
	1-5	火山噴火や火山噴出物の流出による死傷者の発生
	1-6	避難情報発令の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生
2 負傷者に対し、迅速に救助・救急・医療活動等が行われるとともに、被災者等の健康、避難生活環境を確実に確保する	2-1	長期にわたる孤立集落等の発生(大雪を含む)や、被災地での食料、飲料水等の長期にわたる不足
	2-2	警察、消防、自衛隊等による救助・救急活動等の不足
	2-3	医療機関、医療従事者の不足やエネルギー供給の長期途絶、医療施設の被災による医療機能の麻痺
	2-4	劣悪な避難生活環境や不十分な健康管理による被災者の健康状態の悪化
	2-5	被災地における感染症等の大規模発生
3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能を確保する	3-1	信号機の停止等による交通事故の多発
	3-2	県庁、市町村役場をはじめとする地方行政機関の大幅な機能低下
	3-3	停電、通信施設の被災による情報通信の麻痺・長期停止
	3-4	テレビ・ラジオ放送の中断や、通信インフラ障害によりインターネット・SNS等で災害情報が必要な者に伝達できない事態
4 ライフラインの被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	4-1	電力供給ネットワーク(発電所・送配電設備)や石油・都市ガス・LPガスサプライチェーンの機能の停止
	4-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
	4-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	4-4	地域交通ネットワークが分断する事態
5 流通・経済活動を停滞させない	5-1	サプライチェーンの寸断等に伴う企業の生産力低下による経済活動の停滞
	5-2	高速道路、鉄道等の基幹的交通ネットワークの機能停止
	5-3	食料・飲料水等の安定供給の停滞
	5-4	危険物施設の被災による有害物質の大規模拡散・流出
	5-5	農地や森林の荒廃による生産能力、多面的機能の低下
6 被災した方々の日常生活が迅速かつより良い状態に戻る	6-1	大量発生する災害廃棄物の処理停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	6-2	倒壊、浸水した住宅の再建が大幅に遅れる事態
	6-3	復旧・復興を支える組織、人材の不足等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	6-4	観光や地域農産物に対する風評被害により復興が大幅に遅れる事態
	6-5	貴重な文化財や環境的資産、地域に伝わる有形・無形の文化の喪失・衰退

29 の事態

## 5 脆弱性評価（現状認識・問題点の整理）

第3期長野県強靱化計画の策定にあたって、国の手法を参考に、大規模自然災害等に対する脆弱性を調査し評価する「脆弱性評価」を行っています。

この評価は、第2期計画期間中に発生した大規模自然災害や計画推進にあたっての課題等を整理した上で、29項目の「起きてはならない最悪の事態」を設定し、これに対する県施策の現状等を評価した上で、対応する施策を検討しています。

- ① 第2期計画の進捗状況や課題、計画期間中の災害教訓などを整理
- ↓
- ② ①を踏まえ、「基本目標」「起きてはならない最悪の事態」を設定
- ↓
- ③ ②に対する長野県の施策、指標の洗い出し
- ↓
- ④ ③について現状、問題点を整理（脆弱性評価）
- ↓
- ⑤ ④に対する施策を検討

この評価結果は、第3章「取り組むべき事項」の「脆弱性評価」にそれぞれ記載しています。

本計画は、このフローをもとに強靱化に取り組むため、29の「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」ごとに、脆弱性評価、取組方針（施策）、達成目標（指標）を記載しています。



## 第3章

### 取り組むべき事項

## 第3章の構成

- 第3章は、第2章で設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策ごとに、「脆弱性評価」(現状認識・問題点の整理)、「取組方針(施策)」、「達成目標」で構成しています。
- 第3期計画において重点化して進める施策を「重点項目」として、冒頭に記載しています。
- 第2期計画期間内に発生した災害から得た教訓、知見を整理し、計画に組み入れることにより、同様な災害が発生した場合に適切に対応することを目指し、「大規模自然災害からの教訓」として記載しています。

## 県民の取組

「起きてはならない最悪の事態」を防ぐためには、県民一人ひとりが主体的に行動し災害に立ち向かう「自助」と、多様な主体が互いに共働する「共助」に基づく「自治の力」が発揮されることが重要です。

自然災害の発生を防ぐことは困難ですが、その特性を学び、事前に備えることは、かけがえのない生命や貴重な財産を守る重要な要素となります。

「起きてはならない最悪の事態」を克服するため、県民の皆様に取り組んでいただく事項を「県民の皆様へ」として各節に記載しています。

## 民間事業者の取組

「起きてはならない最悪の事態」を克服するためには、民間事業者の皆様の取組が必要不可欠です。特に、ライフラインを担っている事業者の取組は、大規模自然災害が発生した際の被害の最小化や迅速な復旧において特に重要で、災害から県民の暮らしを守る上で最も必要なものです。本計画では、そうした民間事業者の「事前の備え」について、「起きてはならない最悪の事態」を克服する観点で記載しています。



## 第3期長野県強靱化計画における重点項目

- 気候変動の影響により気象災害が激甚化、頻発化する中、本県でも令和元年東日本台風災害などの大規模な災害が発生し、尊い人命が失われました。  
第3期計画においても、第2期計画の進捗状況や課題、発生した災害の教訓、社会情勢の変化等を踏まえ、行政、民間事業者、県民が一体となって「人命の保護を最大限図る」ための取組が重要です。
- また、災害への備えを主体的に学び自ら生命を守る、災害発生時には住民同士が助け合う、「学びと自治の力」を生かした取組は、強靱化の推進に欠くことができないものです。
- これらの観点から、第3期計画では3つの重点項目を設定しています。

### 重点項目

#### 1 「学び」と「自治」で進める地域防災力の充実

適切な避難行動への誘導や災害弱者を取り残さない仕組みの構築、地域防災の担い手育成などにより、逃げ遅れ、直接死、関連死を防ぐ

#### 2 地震や水害から命と暮らしを守る建物等の強靱化

建物の耐震化や浸水対策等の推進により、人命を保護し暮らしを確保する

#### 3 気候変動リスクを踏まえた水害・土砂災害対策

流域治水対策や土砂災害への備えにより、人命の保護を最大限図る



**逃げ遅れゼロ 直接死ゼロ 関連死ゼロ を実現**

例えば、県はこのような取組を行います

- 市町村の適時・適切な避難情報の発令を支援
- 信州防災アプリなどによる災害情報の発信
- 避難所 TKB（トイレ、キッチン、ベッド）の環境を向上
- 要配慮者利用施設の避難計画の策定・訓練を支援
- 県内大学や防災士会等と連携した防災人材の育成
- 住宅の耐震化に向けた支援、地震保険・共済加入の促進
- 災害応急対策拠点となる施設の浸水対策促進
- 護岸整備や堤防強化、砂防施設等の整備を推進
- 中小河川の浸水想定区域図の作成・公表
- 「地区防災マップ」「個別避難計画」等の作成を支援
- 一定の盛土行為を規制し、盛土等に起因する土砂災害を防止

# 重点項目1 「学び」と「自治」で進める地域防災力の充実

**<達成目標>**

- ハザードマップ等による身の回りの危険度の認知度

現状	目標（2027年度）
— ※現状値なし	100 %

- 個別避難計画の策定済み市町村数（一部作成済みを含む）

現状（2022年度）	目標（2027年度）
34	77

- 人口千人当たりの消防団員数

現状（2022年度）	目標（2027年度）
15.02 人	15.78 人

**<取組>**

自治	○ <b>災害時の逃げ遅れゼロの実現</b> ハザードマップ等による危険認知度の向上や適時・適切な避難情報の発令、信州防災アプリなどによる災害情報の発信、個別避難計画作成支援など、災害弱者を含めた避難体制の確立等により、災害時の逃げ遅れゼロを実現
	○ <b>避難所環境の向上</b> 避難所の良好な環境を確保するため、市町村と連携して避難所TKB（トイレ、キッチン、ベッド）環境向上プロジェクトを推進するとともに、高齢者や障がい者への配慮や、女性の視点に立った避難所運営を支援
	○ <b>自主防災組織の充実・強化</b> 出前講座や自主防災リーダー研修会の開催、県内大学や防災士会等と連携した防災人材の育成等により、活動の充実、体制の強化を支援
	○ <b>地域防災の要である「消防団」の充実強化</b> ・市町村と連携して消防団員の加入促進に取り組むとともに、資機材の整備や県消防学校の教育訓練の充実等により、災害対応力の強化を支援 ・地域や企業などの消防団活動への応援機運の醸成（消防団協力事業所への優遇措置、消防団応援ショップの拡充等）や、多様な人材（女性や学生）の加入を促進
学び	○ <b>火山防災対策の推進</b> ・県関係火山の防災対策を推進するため、各火山防災協議会の連携を促進するとともに、火山防災意識を向上させるため、「信州 火山防災の日」制定を契機とした啓発活動を実施 ・御嶽山火山マイスターの育成を支援し、自立的運営や他の火山への展開を推進
	○ <b>防災教育の推進・学びの場の拡大</b> 学校における防災教育を推進するとともに、災害記録の伝承や県民向け体験型出前講座、赤牛先生派遣事業などにより、地域の実情に応じた防災教育を推進
	○ <b>NPO、災害ボランティア団体等との連携・協働</b> 意見交換や研修会・訓練への参加を通じた連携強化や被災地で活動する団体等を支援

## 重点項目2 地震や水害から命と暮らしを守る建物等の強靱化

### <達成目標>

#### ○住宅の耐震化率

現状（2021年度）	目標（2027年度）
86.7 %	95.0 %

#### ○地震保険の附帯率※

現状（2021年度）	目標（2027年度）
67.8 %	75.0 %

※火災保険契約件数に占める地震保険契約件数の割合

#### ○多数の者が利用する建築物の耐震化率

現状（2020年度）	目標（2027年度）
92.5 %	95.0 %

### <取組>

#### ○住宅所有者に対する耐震化の普及・啓発

市町村、建築関係団体と協働し、住宅所有者に直接、耐震化の重要性を啓発（個別訪問、ダイレクトメールによる働きかけ等）  
住宅所有者が改修事業者等に気軽に相談できる環境を整備（耐震工法事例の紹介や改修事業者の情報提供等）

#### ○住宅耐震化の促進

住宅・建築物耐震改修総合支援事業による耐震診断、改修経費の支援

#### ○地震等災害保険・共済加入の促進

信州地震等保険・共済加入促進協議会による保険・共済加入促進や、新聞、テレビ等を通じて地震リスクや事前の備えを啓発

自

#### ○住宅再建への支援

信州被災者生活再建支援制度など、災害時に受けられる支援制度を周知  
生活再建支援金等の速やかな申請・支給のため、市町村職員の住家被害認定研修を実施

#### ○学校・幼稚園・保育所の耐震化促進

国庫補助制度を有効に活用し、耐震化が終了していない施設の耐震化を促進

治

#### ○病院の耐震化促進

医療提供体制施設整備補助金等を活用した耐震化の促進

#### ○旅館・ホテルの耐震化促進

所有者に対する必要性の啓発、大規模建築物耐震改修補助金等による改修促進  
災害時に避難所として利用される施設の耐震化を促進

#### ○災害応急対策拠点となる施設の浸水対策推進

浸水想定区域に所在する防災上重要な庁舎の浸水対策を推進

#### ○要配慮者利用施設の耐震化、水害対策の促進

耐震化やブロック塀等の改修、避難用スペースや垂直避難用エレベーターの整備を支援

#### ○道路等の強靱化の推進

緊急輸送道路の防災対策、幹線道路の迂回機能強化、橋梁耐震化、無電柱化、老朽化対策を推進

## 重点項目3 気候変動リスクを踏まえた水害・土砂災害対策

### <達成目標>

- 河川改修による水害リスク低減家屋数

現状（2021年度）	目標（2027年度）
2,650戸	6,340戸

- 要配慮者利用施設※における避難確保計画の作成済み施設数

現状（2021年度）	目標（2027年度）
2,591施設	全施設※毎年調査

※土砂災害警戒区域又は浸水想定区域に位置し、市町村地域防災計画に定められた施設

- 要配慮者利用施設※の保全数（保全率）

現状（2021年度）	目標（2027年度）
50施設（51%）	71施設（72%）

※土砂災害特別警戒区域内に立地する施設

### <取組>

- **流域治水対策の推進**

従来の治水対策に加え、市町村や企業、県民など流域のあらゆる関係者が参画し、意識を共有して推進

【流す対策】

「信濃川水系緊急治水プロジェクト」「流域治水プロジェクト」に基づき、護岸整備や堤防の強化などを推進

【留める、備える対策】

降雨時の迅速な避難行動や河川への流入を抑制

- ・中小河川における浸水想定区域図の作成・公表
- ・危機管理型水位計、簡易型河川監視カメラの設置
- ・公共施設への雨水貯留浸透施設の新設
- ・水田、ため池の有効活用、流域の森林整備

- **「地区防災マップ」「個別避難計画」の作成支援**

地区防災マップや個別避難計画の作成、マップ等を活用した避難訓練を実施する市町村を支援

- **要配慮者利用施設の避難確保計画策定・避難訓練を支援**

土砂・河川災害の際、要配慮者が安全に避難できるよう、施設に対し避難計画の策定と避難訓練の実施を支援

- **要配慮者利用施設を保全するハード・ソフト一体となった対策の推進**

災害発生リスクの高い箇所への立地抑制や優先的な土砂災害対策の実施

- **災害リスクの低い地域への居住誘導の推進**

水害リスクマップの活用や広域的立地適正化計画の検討などにより、市町村と連携して災害リスクの低い地域への居住を誘導

- **盛土対策の推進**

「盛土等による土砂災害の防止に関する条例」「宅地造成及び特定盛土等規制法」により、一定の盛土行為を規制し、盛土等に起因する土砂災害を防止

- **災害に強い森林づくりの推進**

流域治水対策と連携して、一級河川の上流域等で保水力が低下した森林の保水機能の維持向上を推進

# 大規模自然災害からの教訓

第2期計画期間においても、日本国内では様々な大規模自然災害が発生し、災害対応や復旧において多くの課題や教訓とするべき状況が新たに生じています。

第3期計画では、これらの教訓とするべき事項について整理を行い、計画に組み入れることにより、同様の事象が発生した場合に、より適切に対応することを目指します。

## 1 令和元年東日本台風災害

県内では、10月12日から13日にかけて非常に激しい雨と強い風により、千曲川の越水や堤防の決壊などにより、多数の人的被害、住家被害や農地等への被害が発生するとともに、1,700名を超える逃げ遅れの発生、避難生活の長期化、浸水した地域の復旧・復興、などが課題となりました。

### 【災害を教訓として取り組む施策】

- ・逃げ遅れゼロの推進（信州防災アプリ普及促進、要配慮者利用施設避難確保計画作成・避難訓練支援、市町村個別避難計画作成支援）
- ・避難所の環境改善（TKB向上推進、女性や要配慮者の視点に立った避難所運営支援）
- ・防災教育の充実（デジタルアーカイブによる災害伝承、学校防災アドバイザー派遣）
- ・流域治水対策の推進（雨水貯留施設、水位計、監視カメラ整備、浸水想定区域図公表）
- ・浸水対策の推進（下水処理施設、ポンプ施設の耐水化、庁舎、県営住宅等の浸水対策）
- ・ボランティアやNPOとの連携（研修会・訓練による連携強化、相互連携協定）
- ・生活再建の支援（信州被災者生活再建支援制度周知・運用、住家被害認定研修開催）

## 2 令和3年8月大雨

県内では、13日夕方から15日朝にかけて断続的に激しい雨が降り続き、この大雨により、8月15日、岡谷市川岸地区で土石流が発生し、3名の命が奪われました。

避難情報を発令するタイミングや対象地区の絞り込み、住民の適切な避難行動（特に夜間）が課題となりました。

### 【災害を教訓として取り組む施策】

- ・避難情報発令支援（市町村トップセミナー、相談体制の構築）
- ・新型コロナウイルス対策に留意した避難所運営（チェックリストの周知、マニュアル策定支援）

### 3 北海道胆振東部地震

平成 30 年 9 月 6 日北海道胆振地方中東部においてマグニチュード 6.7 の地震が発生。苫東厚真火力発電所の停止や送電線事故に伴う水力発電所の停止等により、電力供給を需要が大きく上回り、国内で初めてとなる大規模停電（ブラックアウト）が発生し、道内全域で最大約 295 万戸が停電、復旧まで 45 時間程度を要しました。

#### 【災害を教訓として取り組む施策】

- ・ 要配慮者入所施設の停電対策（非常用自家発電設備の整備）
- ・ 長期停電時に企業局発電所から地域防災拠点への電力供給を研究
- ・ 水力発電所水圧管等の耐震化推進
- ・ 停電時の発電所自立運転機能の付加

### 4 線状降水帯発生による豪雨災害

平成 30 年 7 月豪雨（西日本を中心に死者 224 名、行方不明者 8 名、住家全壊 6,758 棟）や、令和 2 年 7 月豪雨（球磨川流域の高齢者福祉施設入所者 14 名が犠牲）では、線状降水帯の発生が報告されています。

線状降水帯が発生すると、大雨災害発生の危険度が急激に高まることがあるため、他の大雨に関する情報にも留意しながら対応する必要があります。

#### 【災害を教訓として取り組む施策】

- ・ 避難情報発令支援（市町村トップセミナー、相談体制の構築）
- ・ 気象台との共催による防災気象情報講習会の開催
- ・ 要配慮者利用施設避難確保計画作成・避難訓練支援、市町村個別避難計画作成支援
- ・ 土砂災害警戒情報の発令や河川砂防情報ステーションによる危険度情報の提供
- ・ 長時間洪水予測システムの活用検討

### 5 大雪による大規模な車両滞留の発生

令和 2 年 12 月には関越自動車道で、令和 3 年 1 月には北陸自動車道や国道 8 号で大雪による大規模な車両滞留が発生し、乗員の安全確保や早期の車両滞留の解消が課題となりました。

#### 【災害を教訓として取り組む施策】

- ・ 除排雪体制の強化（隣接県等との相互除雪、幹線道路連絡会議での体制確認、通行規制区間設定）
- ・ 道路の防雪・消雪対策（堆雪帯、スノーシェルター、消雪施設等整備）
- ・ 適切な道路情報の提供（道路管理者ホームページ・SNS、日本道路交通情報センター）

## 第1節 あらゆる自然災害において、人命の保護が最大限図られる

### 起きてはならない最悪の事態

1-1 地震による住宅や不特定多数が利用する施設の倒壊、密集市街地の火災による死傷者の発生



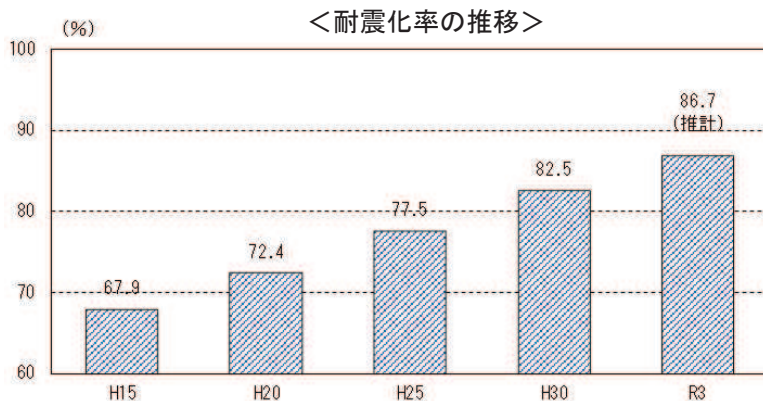
#### ① 住宅耐震化の推進

〔脆弱性評価〕

市町村と連携して耐震化の広報や耐震診断、耐震改修費用の支援などを行い、耐震化率は徐々に向上していますが、耐震化コストや後継者がいないなどの理由から、耐震性が低い住宅が多く残されています。(H30 推計 約 14 万戸)

人命の保護とともに、災害発生後も日常生活を継続するため、住宅の耐震化は非常に重要です。引き続き、住宅の耐震化を促進する必要があります。

【建設部建築住宅課】



〔取組方針（施策）〕

住宅の状態や所有者の状況等により、求められる支援は多岐にわたるため、市町村と連携した様々な取組を通じて、「長野県耐震改修促進計画」(第Ⅲ期)に沿った住宅の耐震化を着実に進めます。

- ・ 耐震診断、耐震改修に対する助成等の支援
- ・ 耐震工法の事例や改修事業者等の情報提供
- ・ 木造住宅耐震診断士の養成
- ・ 住宅所有者に直接的に耐震化を促す取組（個別訪問やダイレクトメールの送付等）

住宅の耐震工法の事例  
＜（筋交い取付）＞



＜木造住宅耐震診断士登録証＞



県民の皆様へ

自らの命を守るため、ご自宅などの耐震診断や耐震改修などの対策を行ってください。また、家具の固定や電気火災の発生を抑制する感震ブレーカーの設置などを行ってください。

## ② 無電柱化の推進

### 〔脆弱性評価〕

市街地の幹線道路や緊急輸送道路等の無電柱化に向け、長野県電線類地中化協議会において関係機関との連携を強化し、電線管理者と調整を進めながら無電柱化を推進した結果、目標を1.3km上回る延伸を図ることができました。

電柱の倒壊による緊急車両の通行障害の発生を防ぐため、今後も緊急輸送道路等、重要な路線の無電柱化を推進する必要があります。

【建設部道路管理課】

### <緊急輸送道路等の無電柱化>



((国)141号 上田市鷹匠町)



((主)岡谷(停)線 岡谷市本町)

### 〔取組方針（施策）〕

引き続き、長野県電線類地中化協議会による関係機関との連携のもと、電線管理者との調整を進めながら、市街地の幹線道路や緊急輸送道路での無電柱化工事を推進します。

### 県民の皆様へ

県民の皆様は、無電柱化に伴う各種工事や敷地内の配線工事にご協力をお願いします。  
電線管理者の皆様は、無電柱化の一層の推進にご協力をお願いします。

## ③ 安全な都市環境の整備

### 〔脆弱性評価〕

地震発生時に、市街地の延焼防止や避難時の安全を確保するため、第2期計画期間中に、道路拡幅等26箇所の街路事業を実施するとともに、市街地における安全な都市環境の整備を実施しました。

都市環境の整備を進める必要がある市街地は依然として県内に多く残されており、災害発生時も都市機能を維持できるよう、引き続き安全な都市環境の整備を進めて行く必要があります。

【建設部都市・まちづくり課】

### 〔取組方針（施策）〕

市街地の延焼防止や避難時の安全確保のため、市街地における都市計画道路や都市公園の整備を進めます。



<広幅員の都市計画道路整備>



(整備前)



(整備後)

※都市計画道路高田若槻線 長野市（桐原～吉田）

県民の皆様へ

安全な都市環境の整備に協力をいただくとともに、災害時の避難等に対する十分な備えを行ってください。

④ 都市公園の防災機能の強化

〔脆弱性評価〕

令和元年東日本台風災害の際は、都市公園施設が避難地や防災活動拠点として利用されるなど、災害時における都市公園施設の必要性が高まっていますが、現状ではその機能が十分ではなく、施設の機能向上が必要です。

また、県が管理する都市公園は、開設後 20 年以上経過し、施設の老朽化が進んでいるため、計画的な更新が必要となっています。

【建設部都市・まちづくり課】

〔取組方針（施策）〕

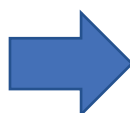
防災拠点として位置付けられた都市公園の非常用電源装置の確保やバリアフリー化等、防災拠点の機能強化を行うとともに、公園施設長寿命化計画に基づき、全ての県管理都市公園において公園施設の更新を推進します。

<防災拠点として位置付けられた都市公園の防災機能強化：若里公園>

※駐車場をアスファルト舗装から芝生舗装へ転換し、災害時避難場所としてのオープンスペースを確保。



(整備前)



(整備後)

## ⑤ 大規模盛土造成地の対策の強化

### 〔脆弱性評価〕

耐震性が不十分な大規模盛土造成地は、地震が発生した場合、滑動崩落※が発生し、人命や家屋等に大きな被害が発生するおそれがあります。

今後、発生が懸念される大規模地震による宅地被害を防ぐため、大規模盛土造成地等の滑動崩落対策を推進する必要があります。

※滑動崩落：盛土と地山との境界面等における盛土全体の地滑りの変動

【建設部都市・まちづくり課】

### 〔取組方針（施策）〕

県・市町村・土地所有者等が共同し、大規模盛土造成地の安全性の把握を進めるとともに、危険性が高い箇所の滑動崩落防止工事により宅地の耐震化を進めます。

## ⑥ 災害に強い県営住宅の整備

### 〔脆弱性評価〕

県営住宅は、建物の耐震性は確保されているものの、昭和40～50年代に建設された住戸が約半数を占め、老朽化が進んでいることから、計画的な建替や適切な改修等を推進する必要があります。

【建設部公営住宅室】

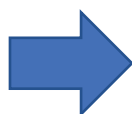
### 〔取組方針（施策）〕

県営住宅の建替、長寿命化に向けた改修、エレベーター設備の耐震化及び外壁窓の落下防止対策等を推進します。

< 県営住宅の建替：常盤上一団地1号棟（大町市） >



（整備前）



（整備後）

## ⑦ 大規模建築物の耐震化

## 〔脆弱性評価〕

市町村と協力して、多数の者が利用する建築物や、子供たちが利用する一定規模以上の学校等（幼稚園、保育園含む）の耐震化を促進してきました。一定規模以上の学校等の耐震化は概ね終了し、公共施設の耐震化も順調に進んでいますが、ホテル・旅館等の耐震化は進んでいない状況です。

引き続き、多数の者が利用する建築物や要緊急安全確認大規模建築物※の耐震化を促進していく必要があります。

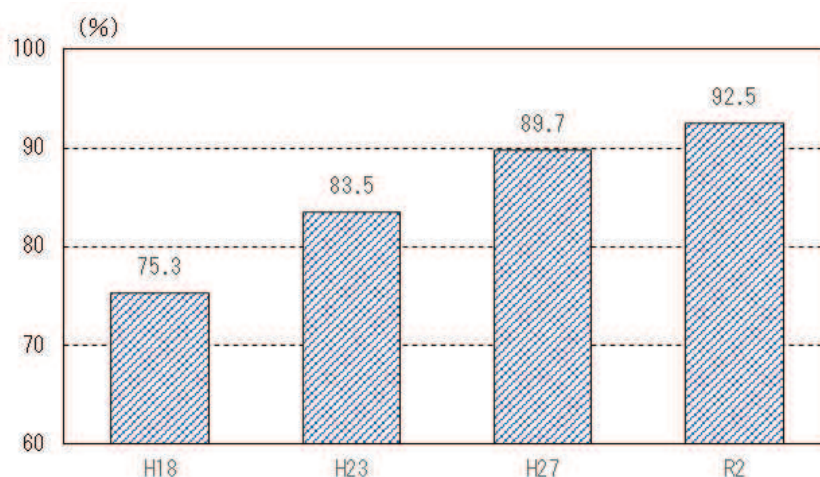
※要緊急安全確認大規模建築物：多数の者が利用する建築物のうち大規模なもので、耐震診断結果の報告が義務付けられた建築物

（例）ホテル等：3階建て以上かつ延べ面積5,000㎡以上

学校等：2階建て以上かつ延べ面積3,000㎡以上

【建設部建築住宅課、県民文化部県民の学び支援課、同子ども若者局子ども・家庭課】

＜多数の者が利用する建築物の耐震化率の推移＞



## 〔取組方針（施策）〕

市町村と協力して耐震診断・耐震補強などの助成や、耐震改修に関する情報の提供を行うなど、「長野県耐震改修促進計画」（第Ⅲ期）に沿って、計画的に耐震化を促進します。

また、要緊急安全確認大規模建築物（令和2年3月現在92棟）の耐震化や、子供たちが利用する一定規模以上の学校等のうち、耐震化が終了していない施設の耐震化を促進します。

県民の皆様へ

多数の者が利用する建築物の所有者は、施設利用者の命を守るため、耐震診断や耐震改修を行ってください。

## ⑧ 県有施設の耐震化の推進

### 〔脆弱性評価〕

平成19(2007)年に部局を横断して立案した「県有施設耐震化整備プログラム」(第一期・第二期)に基づき、県有施設の耐震対策を計画的に推進し、対象施設の対策が概ね完了しました。

防災上重要な庁舎等、緊急度の高い施設の耐震対策は完了したことから、プログラムによる部局連携の対応は終わりますが、各施設の実情に応じ、速やかに耐震対策を実施する必要があります。

【建設部施設課】

### 〔取組方針(施策)〕

必要に応じて「県有施設耐震化調整会議」を開催し、耐震化に関する情報提供を行うとともに、県有施設の耐震化の状況を把握するため、年1回を目途にフォローアップ調査を行います。

## ⑨ 学校施設の耐震化の推進

### 〔脆弱性評価〕

県立高校及び特別支援学校では、「県有施設耐震化整備プログラム」(第一期・第二期)に基づき、施設の耐震対策を計画的に推進し、対象施設の対策が概ね完了しましたが、プログラムの対象外である施設の耐震対策や、天井材、外壁材の落下防止対策を推進する必要があります。

私立学校では、設置者による耐震化が進められ、施設の耐震化率は95%まで向上していますが、非構造部材の対策率は、全国平均を下回っており、引き続き、耐震化を促す必要があります。

なお、市町村立小中学校は、市町村ごとの施設整備計画に基づき対策を実施し、施設の耐震化は完了していますが、引き続き、非構造部材の耐震対策を促す必要があります。

【県民文化部県民の学び支援課、教育委員会事務局高校教育課、同義務教育課、同特別支援教育課】

### 〔取組方針(施策)〕

県立高校では「県有施設耐震化整備プログラム」(第一期・第二期)対象外施設の耐震対策や、天井材、外壁材の落下防止対策を推進します。また、特別支援学校では、吊り天井以外の非構造部材の耐震点検を行い、結果に基づき必要な耐震対策を進めます。

私立学校については、国庫補助制度を有効に活用し耐震化を進めるよう、設置者の相談に丁寧に応じていきます。また、市町村立小中学校の施設整備については、市町村への情報提供や助言に努め、早期の耐震化を促します。

## ⑩ 要配慮者利用施設の安全対策の推進

### 〔脆弱性評価〕

高齢者施設や障がい者福祉施設等の要配慮者利用施設は、老朽化による劣化等により、災害発生時に建物やブロック塀が倒壊する危険があります。また、自力での避難が困難な方が多く利用していることから、火災発生時には逃げ遅れ等のリスクがあるため、施設の安全対策を推進する必要があります。

【健康福祉部介護支援課、同障がい者支援課】

### 〔取組方針(施策)〕

要配慮者利用施設における耐震化、ブロック塀等の改修整備、スプリンクラー設備等の施設整備等を支援します。

【達成目標】

指 標 名		担当課室	第2期 目 標	現 状	第3期 目 標
①	住宅の耐震化率	建築住宅課	90.0% (2020年度)	86.7% (2021年度)	95.0% (2027年度)
②	無電柱化延長※	道路管理課	46.1km (2022年度)	62.5km (2021年度)	64.8km (2027年度)
③	市街地の延焼防止等用途地域内 都市計画道路整備率	都市・まち づくり課	51.6% (2022年度)	52.3% (2021年度)	55.2% (2027年度)
	市街地の都市公園整備面積		15.00㎡/人 (2022年度)	15.13㎡/人 (2021年度)	15.50㎡/人 (2027年度)
⑦	耐震化率（多数の者が利用する建築物）	建築住宅課	95.0% (2020年度)	92.5% (2020年度)	95.0% (2025年度)
	耐震化率（要緊急安全確認大規模建築物）		100% (2020年度)	87.6% (2021年度)	100% (2025年度)
	耐震化率（子供たちが利用する一定規模以上の学校等）		100% (2020年度)	99.6% (2020年度)	100% (2025年度)

※第2期分は無電柱化の完了済みの延長を、第3期分は無電柱化の事業着手済みの延長を記載。

起きてはならない最悪の事態

1-2 豪雨による河川の氾濫に伴う住宅などの建築物の浸水による死傷者の発生



① 流域治水対策（流す対策）の推進

〔脆弱性評価〕

近年、気候変動による豪雨が増加し、水害が激甚化・頻発化しています。県内でも、令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨、令和3年8月・9月大雨など甚大な水害が発生しています。

河川施設や洪水調節施設の整備、内水対策等を計画的に進めてきましたが、洪水や内水氾濫による浸水被害の軽減は喫緊の課題であり、流域全体で水害を防止・軽減させる治水対策、「流域治水」に取り組む必要があります。

【建設部河川課】

<令和元年東日本台風被災状況>



(一級河川田子川 佐久市)

<令和3年8月豪雨被災状況>



(一級河川木曾川 木曾町)

〔取組方針（施策）〕

水害を防ぐため、「信濃川水系緊急治水対策プロジェクト」や「流域治水プロジェクト」に基づき、護岸整備や堤防の強化など、ハード整備による洪水を安全に「流す」治水対策を計画的に推進します。

<河川改修事業>



(一級河川黒沢川 安曇野市 黒沢(調節池))

② 流域治水対策（留める、備える対策）の推進

<簡易型河川監視カメラ>

〔脆弱性評価〕

大雨時の迅速な避難行動に繋げるため、県管理河川における浸水想定区域図の作成・公表や、危機管理型水位計、簡易型河川監視カメラの設置などを実施しています。

「流域治水」の推進には、これまでの国や県などの河川管理者が主体となって行う治水対策に加え、市町村や企業、県民などの流域のあらゆる関係者が参画し、意識を共有して、取り組む必要があります。

【建設部河川課】



(一級河川滑津川 佐久市滑津橋)

〔取組方針（施策）〕

降雨の河川への流入抑制や、市街地等の浸水被害軽減のため、降った雨を直接河川に流すのではなく、公共施設への雨水貯留浸透施設の新設や、市街地におけるグリーンインフラの導入、水田・ため池の有効活用、流域の森林整備等により流域で雨水を「留める」取組を推進します。

また、「備える」取組として住民の方々と一緒に地域特性に応じた避難体制を構築するとともに、水位計や監視カメラの整備、浸水想定区域図の公表などによるハザード情報の提供、災害リスクの低い地域への居住誘導など住まい方の工夫により、水害に強いまちづくりを推進します。

県民の皆様へ

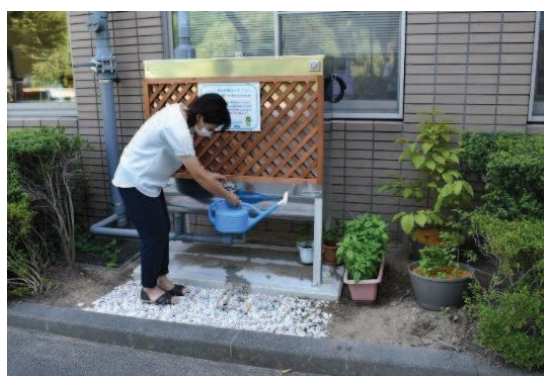
各家庭における雨水貯留タンクの設置や、水田やため池を活用した「留める」取組にご協力をお願いします。

日頃から、洪水ハザードマップ等の確認や、市町村の防災訓練への参加など、災害時に適切に避難できるよう「備える」取組をお願いします。

降雨時は、雨量や河川水位などの情報を収集し、早めの避難行動を行ってください。

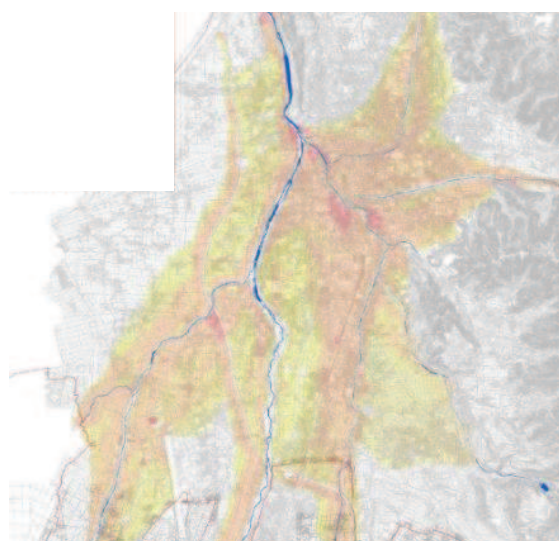
また、物資等の備蓄、要配慮者等の避難体制づくり等、県や市町村と連携した防災活動に協力をお願いします。

<雨水貯留タンクの設置>



(長野保健福祉事務所)

<想定最大規模の浸水想定区域図>



(一級川奈良井川 松本市)

③ 長時間洪水予測システムの活用

〔脆弱性評価〕

激甚化・頻発化する水害による被害を軽減するため、河川の氾濫発生前のリードタイムをより長時間確保することにより、更なる災害対応の効率化や住民避難の促進を図る必要があります。

現在、洪水予報については最大6時間先までの予報となっていますが、東京大学およびJAXAの共同研究グループによって、最大39時間先の長時間洪水予測を行うシステムが開発されています。しかしながら、長時間先の洪水予測は精度に課題があるほか、法令等の制約があるため、県や市町村の災害対策において、長時間洪水予測をいかに有効に利活用していくかを検討する必要があります。

【企画振興部DX推進課】

〔取組方針（施策）〕

民間企業・研究機関等と連携し、長時間洪水予測の精度向上・高度化等について共同研究を実施するとともに、業務における長時間洪水予測システムの利活用方法を検討します。

④ 要配慮者利用施設の水害対策の推進

〔脆弱性評価〕

高齢者施設や障がい者福祉施設等の要配慮者利用施設は、大雨等による河川の氾濫が発生した際に自力で避難することが困難な方が多く利用していることから、施設の水害対策を推進する必要があります。

【健康福祉部介護支援課、同障がい者支援課】

〔取組方針（施策）〕

要配慮者利用施設における垂直避難用エレベーター、車いす用スロープ、避難用スペースの整備等を支援します。

⑤ 災害に強い県営住宅の整備

〔脆弱性評価〕

県営住宅団地は、約3分の1が浸水想定区域内にあることから、団地内での浸水対策及び住宅等への浸水対策を講じる必要があります。

【建設部公営住宅室】

〔取組方針（施策）〕

雨水の貯留浸透施設の新設等のほか、止水パネルの設置や設備類のかさ上げ等の対策を推進します。

【達成目標】

指標名		担当課室	第2期目標	現状	第3期目標
①	河川改修による水害リスク低減家屋数	河川課	— (2022年度)	2,650戸 (2021年度)	6,340戸 (2027年度)
②	ため池を利用した雨水貯留	農地整備課	— (2022年度)	18箇所 (2020年度)	404箇所 (2025年度)
	水田を利用した雨水貯留		— (2022年度)	— (2022年度)	6市町村 (2025年度)



起きてはならない最悪の事態

1-3 土石流、地すべり等の土砂災害による死傷者の発生



① 土砂災害（土石流、地すべり等）対策の推進

〔脆弱性評価〕

砂防関係施設等のハード対策と警戒避難体制の整備等のソフト対策を組み合わせた対策を進めています。施設整備は、土砂災害特別警戒区域に立地する要配慮者利用施設や避難所の対策を重点的に進めるとともに、地区防災マップ作成支援や砂防ボランティアによる地域での防災教育（赤牛先生派遣事業）等により、地域防災力の向上に努めています。

土砂災害対策は着実に進んでいますが、未だ多くの要対策箇所が存在するため、ハード対策に加え、土砂災害に関する情報の提供などソフト対策を推進する必要があります。

また、砂防関係施設の老朽化の状況などを踏まえて、確実に施設の機能が確保されるよう維持管理、更新を行う必要があります。

さらに、危険な盛土による災害等の発生を防ぐため、盛土等の安全対策を推進する必要があります。

【建設部砂防課、同都市・まちづくり課、農政部農地整備課】

<土砂災害警戒区域等の指定状況>

種 類	土砂災害警戒区域数 (うち土砂災害特別警戒区域)	全国順位
土石流	6,712 (5,497)	8 位
急傾斜地の崩壊	18,883 (15,919)	3 位
地滑り	1,519	1 位
計	27,114 (21,416)	4 位

〔取組方針（施策）〕

集落、要配慮者利用施設、避難所、重要交通網等の重要施設や農地・農業用施設などを守るため、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、雪崩対策事業等による施設整備を推進するとともに、砂防施設の機能低下を防ぐ修繕等の老朽化対策を実施し、施設の機能・性能を適切に維持・確保します。

警戒避難体制の整備に向け、土砂災害警戒区域等の指定や県民への周知、土砂災害警戒情報の発表や長野県河川砂防情報ステーションによる危険度情報の提供、地区防災マップの作成等、ソフト対策を推進します。

また、「長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例」と「宅地造成及び特定盛土等規制法」により、一定の盛土行為を規制し、盛土等に起因する災害の発生を防止します。

<砂防堰堤>



(砂防指定地川鳥沢 塩尻市南原)  
※要配慮者利用施設を保全する砂防堰堤



(砂防指定地小田井沢川 岡谷市湊)  
※土石流を捕捉し、下流の被害を防止する砂防堰堤

県民の皆様へ

あらかじめハザードマップ等を活用して土砂災害のおそれのある区域や、避難経路・避難場所を確認してください。危険を察知した場合は、早期に安全な場所に避難するなど、自ら命を守る行動をとってください。

② 災害発生後の機能強化

〔脆弱性評価〕

令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨等により土砂災害が発生した際には、二次災害を防止するため、災害関連緊急砂防事業や県単砂防事業による応急対策工事を実施しています。

また、学識経験者や国土交通省の土砂災害専門家、TEC-FORCE※による被災箇所の調査を行うとともに、県砂防ボランティア協会、建設関連団体等の協力により、二次災害のおそれのある区域等の点検を速やかに実施しています。

地震や火山噴火など災害の発生後にも、土石流、地すべり等による二次災害の危険性が高まることから、抑制するために必要な対策を講じる必要があります。

※TEC-FORCE：国土交通省の緊急災害対策派遣隊（地震・水害・土砂災害等の大規模自然災害に対応するため、被災自治体等が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生・拡大の防止、被災地の早期復旧等に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施する。）

【建設部砂防課】

〔取組方針（施策）〕

大規模災害が発生した場合は、国土交通省や市町村、建設関係団体等と連携し、迅速な応急対策工事や土砂災害のおそれのある区域の点検を実施するとともに、警戒避難体制の構築を図ります。

また、平時から国土交通省など関係機関との連絡体制の構築・確認、訓練を行うとともに、現場対応にあたる職員を養成するため「砂防技術者継続学習支援プログラム」により建設部の若手技術者への技術伝承を行います。

③ 災害に強い森林づくりの推進（治山対策）

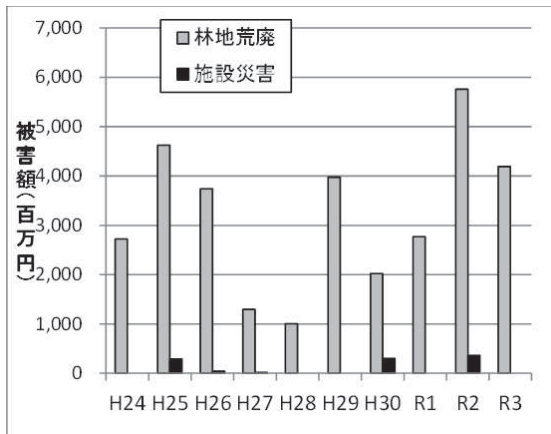
〔脆弱性評価〕

近年、気候変動に伴う短時間豪雨の増加などにより、大規模な山地災害が頻発し、山地災害のおそれのある危険箇所に近い集落の保全が課題となるとともに、高度成長期以降に集中的に整備された治山施設等の老朽化対策が必要になっています。

また、山腹崩壊等に伴い流木が発生し、下流に大きな被害を与える事例や、台風災害時の倒木により、ライフラインが被災したり、道路の通行止めが発生する事例が多発しています。

【林務部森林づくり推進課】

＜山地災害被害額の推移＞



＜森林内で発生した山腹崩壊＞



(岡谷市本沢)

〔取組方針（施策）〕

森林の持つ水源涵養や土砂災害防止などの公益的機能を発揮させるため、森林整備・施設整備・ソフト対策を一体的に取り組みます。

- ・土砂災害や流木災害を防ぐため、一体的に森林整備や治山施設の整備などを推進
- ・流域治水の取組と連携し、一級河川の上流域等で、保水機能が低下した森林の保水機能の維持向上を図るとともに、砂防事業と連携した流木対策を実施
- ・山地災害危険地区及び地すべり防止区域に関する情報提供や災害発生時の支援等、山地災害に対するソフト対策を充実
- ・航空レーザ測量成果等を踏まえ、危険性の高い箇所を絞り込んで防災・減災の観点から森林の整備を行うとともに、市町村と連携してライフライン沿いの支障木等を伐採
- ・集落に近接した重要度の高い治山ダム等を対象に点検調査を実施し、更新・補強・補修・点検調査等の優先順位等を明記した個別施設計画をもとに対策を実施

＜森林整備と谷止工による土石流の防止＞



(茅野市うとう沢)

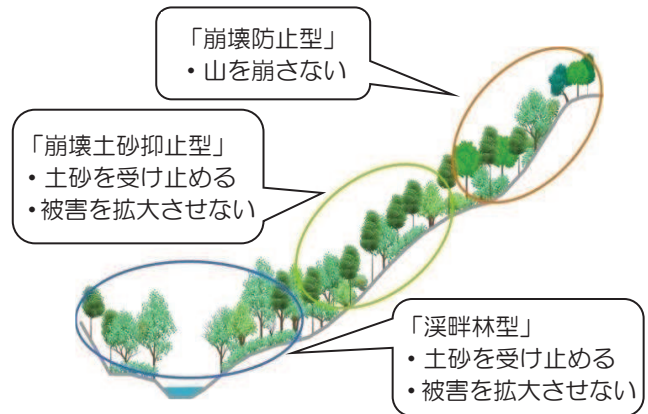
＜ライフライン沿いの危険木伐採＞



県民の皆様へ

県や市町村から提供される山地災害に関する情報（危険箇所等）の把握、共有に努めてください。また、森林の巡視、危険箇所マップづくり、里山の整備など、地域の取組への協力・参加をお願いします。

＜森林の立地状態区分のイメージ図＞



（災害に強い森林づくり指針（2008 長野県林務部）より）

【達成目標】

指標名		担当課室	第2期 目標	現 状	第3期 目標
①	土砂災害から保全される人家戸数	砂防課	55,500 戸 (2022 年度)	55,500 戸 (2022 年度)	58,000 戸 (2027 年度)
	土砂災害特別警戒区域内に立地する要配慮者利用施設の保全数（保全率）		55 施設 (2022 年度)	50 施設 (51%) (2021 年度)	71 施設 (72%) (2027 年度)
	砂防関係施設老朽化対策における要対策箇所の対策完了数		—	116 設備 及び区域 (2021 年度)	193 設備 及び区域 (2027 年度)
③	緊急に整備が必要な個所に近接し新たに治山事業によって保全される集落の数※	森林づくり 推進課	2,175 集落 (2022 年度)	2,174 集落 (2021 年度)	2,414 集落 (2027 年度)
	重要な施設を保全対象とする長寿命化対策がされた治山施設数		84 施設 (2022 年度)	130 施設 (2021 年度)	170 施設 (2027 年度)

※第3期計画から、目標値を累計値にする。

起きてはならない最悪の事態

1-4 ため池、ダム等の損壊・機能不全による死傷者の発生



① ため池の管理体制の強化

〔脆弱性評価〕

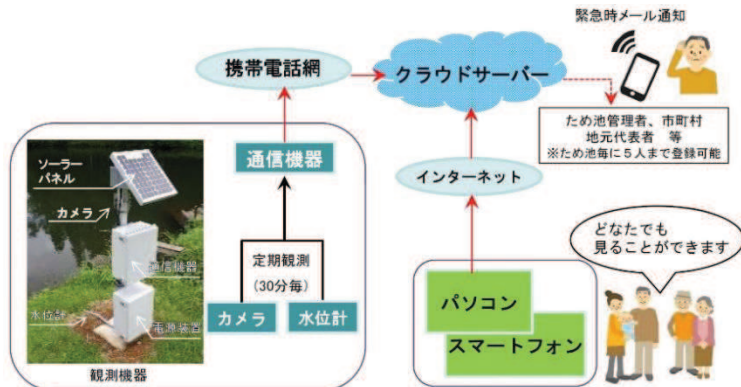
大雨や地震発生時の万一の損壊に備え、迅速な避難や応急対策等を講じることができるよう、県内すべての防災重点農業用ため池（令和4年現在 689 箇所）のハザードマップ作成を支援するとともに、流域治水の一環としてため池を活用した低位水位管理の取組を推進しています。

また、県が開発した「長野県ため池監視システム」を 149 箇所のため池に導入し、適正な管理とともに、安全かつ速やかな点検を可能にしています。

下流の人家等に被害を及ぼすおそれのあるため池の管理者（市町村、水利組合など）を対象に、管理体制の強化を目的とした研修会を開催していますが、管理者の不足・高齢化に伴い、管理組織や体制が脆弱化しています。

【農政部農地整備課】

<長野県ため池監視システムの概要>



<ため池サポートセンターによる現地パトロール>



〔取組方針（施策）〕

長野県土地改良事業団体連合会が運営する「ため池サポートセンター」と連携し、防災重点農業用ため池（689 箇所）の現地パトロールを行うとともに、水利組合等のため池管理者に対して、監視・管理に必要な技術習得に資する研修会を定期的実施します。

県民の皆様へ

ため池ハザードマップを活用し、ため池が決壊するおそれのある場合や、決壊した場合の避難経路や避難場所等の確認をお願いします。

## ② ため池の防災対策の推進

### 〔脆弱性評価〕

劣化による機能低下や構造的に脆弱化している防災重点農業用ため池の老朽化対策、豪雨対策を実施するとともに、耐震点検結果に基づく耐震対策を実施しています。

今後発生が見込まれる大規模地震や、頻発化する豪雨災害に備え、防災重点農業用ため池の劣化状況評価や地震・豪雨耐性評価等を踏まえ、防災工事を計画的に進める必要があります。

また、工事の際には、農村景観の形成や生態系の保全など、ため池が持つ多面的機能の維持に十分配慮する必要があります。

【農政部農地整備課】

### 〔取組方針（施策）〕

下流域への被害を防止するため、耐震性が確保されていないため池や、洪水吐の能力不足や堤体の余裕高不足等、豪雨対策が必要なため池について、防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画に基づき、計画的に改修を進めます。

あわせて、市町村等が実施する地震・豪雨耐性評価及び防災工事の推進を支援します。

<ため池の防災工事>



## ③ 県有ダム施設等の安全管理の充実

### (1) 県建設部管理施設

#### 〔脆弱性評価〕

現在管理している17基のダムや釜口水門等については、洪水被害を未然に防止するため、定期的な巡視や点検等により河川管理施設の維持・管理を行っています。

管理開始から長期間が経過しているダム等においては、管理設備や堤体構造物等の老朽化が進行しています。

【建設部河川課】

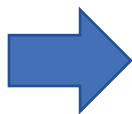
#### 〔取組方針（施策）〕

定期的な巡視や点検等により適切な維持・管理を行うとともに、ダムや水門等の河川管理施設の長寿命化を推進します。

<奥裾花ダム管理用制御処理設備の改良>



(改良前)



(改良後)

(2) 県企業局管理施設

＜水圧管の耐震化工事＞

〔脆弱性評価〕

現在管理している3基の発電用ダムは、すべて耐震性能照査※を実施し安全性が確認されています。

また、水力発電所では、損壊した場合、二次災害を引き起こすおそれがある設備等の耐震化を進めており、発電所建屋の耐震化はすべて完了しています。

※耐震性能照査：過去、将来にわたり想定しうる最大規模の地震（レベル2地震動）に対し、所要の耐震性能が確保されていることを確認すること。

【企業局電気事業課】



（県営小洪第2発電所）

〔取組方針（施策）〕

定期的な巡視や点検等により適切な維持・管理を行うとともに、水力発電所の水圧管等の耐震化を推進します。

〔達成目標〕

指標名		担当課室	第2期目標	現状	第3期目標
①	ため池ハザードマップの作成箇所数	農地整備課	120箇所 (2020年度)	636箇所 (2021年度)	657箇所 (2027年度)
②	劣化状況調査の実施箇所数	農地整備課	644箇所 (2021年度)	657箇所 (2022年度)	690箇所 (2027年度)
	地震耐性調査の実施箇所数		177箇所 (2021年度)	221箇所 (2022年度)	411箇所 (2027年度)
	豪雨耐性調査の実施箇所数		635箇所 (2021年度)	635箇所 (2022年度)	657箇所 (2027年度)
	防災工事の着手箇所数		71箇所 (2021年度)	71箇所 (2022年度)	94箇所 (2027年度)
③	ダムコン※の改修完了数	河川課	— (2020年度)	8箇所 (2022年度)	16箇所 (2027年度)
	防災重点農業用ため池の対策工事の完了箇所数（累計）	農地整備課	— (2022年度)	56箇所 (2021年度)	94箇所 (2027年度)

※ダムコン：ダム管理用制御処理設備の略。ダム管理において必要となる情報の収集入力、演算、表示・記録、放流設備の操作及び関係機関への情報伝達等の処理を行う設備全体を示すもの

起きてはならない最悪の事態

1-5 火山噴火や火山噴出物の流出による死傷者の発生



① 火山防災体制の強化

〔脆弱性評価〕

平成26（2014）年の御嶽山噴火災害以降、県内では噴火災害は発生していませんが、関係機関と連携した火山防災体制の整備が必要です。

現在、関係する7つの火山（浅間山、焼岳、乗鞍岳、御嶽山、草津白根山、新潟焼山、弥陀ヶ原）の火山防災協議会と連携して警戒避難体制を構築していますが、引き続き、広域避難計画の策定支援や、防災訓練の実施に取り組む必要があります。

また、噴火警戒レベルが引き上げられた場合の登山者対策として、迅速かつ効率的な登山者や下山者の把握方法（登山計画書届出の確認等）や火山情報の発信等を検討する必要があります。

【危機管理部危機管理防災課、観光部山岳高原観光課】

〔取組方針（施策）〕

「信州 火山防災の日」制定を契機に、御嶽山における先進的な取組を各火山地域に波及・拡大させるとともに、市町村、地域住民と協力して火山と周辺地域の魅力を発信する「火山防災先進県・長野」を目指します。

また、浅間山広域避難計画をはじめとした避難計画を関係機関と連携して策定し、実動的な避難訓練等を通して、計画の実効性を高めます。

さらに、既存の携帯アプリの活用などにより、緊急時の迅速な火山情報等の提供体制を確立します。

県民の皆様へ

火山噴火の影響がある地域にお住まいの方は、日ごろから火山防災マップ等を確認し、避難施設や避難経路を確認してください。

火山を登山する場合は、最新の情報（噴火警戒レベルや立入規制範囲）を、気象庁、地元自治体のホームページ等で確認してください。また、ヘルメットやヘッドライトなど必要な装備を用意し、必ず登山計画書を提出してください。

② 御嶽山火山防災対策の推進

〔脆弱性評価〕

火山防災対策を強化するため、名古屋大学御嶽山火山研究施設の運営を支援しています。また、「御嶽山火山マイスター」をこれまでに23名認定（令和4年度末現在）し、マイスターの自主的な活動が進められています。

引き続き、名古屋大学と県、地元町村等の火山防災対策に関する緊密な連携体制を強化するとともに、令和4（2022）年8月に開館した御嶽山ビジターセンター（やまテラス王滝、さとテラス三岳）を中心に最新の火山情報の提供や安全登山の啓発、火山防災教育を推進していく必要があります。

【危機管理部危機管理防災課、環境部自然保護課】



〔取組方針（施策）〕

御嶽山ビジターセンターにおいて、最新の火山情報を24時間提供するなど、火山防災に必要な情報の発信や火山防災知識の普及・啓発を行うとともに、研究施設、マイスターと連携して噴火災害の伝承や、安全登山の啓発を行います。

また、マイスターの育成を支援し、マイスターの自立的運営や他の火山への展開を推進します。

③ 火山避難施設、情報伝達手段の整備

〔脆弱性評価〕

御嶽山防災力強化計画に基づき、木曽町、王滝村と連携して火山避難施設の整備を進め、令和4（2022）年度までに退避豪7基、退避舎等3施設を整備しました。

また、「二ノ池周辺登山道」の携帯電話不感地域を解消するため、携帯電話基地局の整備を支援し、令和3（2021）年7月から不感地域が解消されました。

これらの取組により、御嶽山の噴火災害に対する防災体制が強化されました。今後は、県内の他の火山においても避難施設や情報伝達手段の整備に取り組む必要があります。

【危機管理部危機管理防災課、企画振興部DX推進課】

＜ やまテラス王滝に設置した最新の火山情報を提供するモニター ＞



＜御嶽山に整備した携帯電話基地局＞



〔取組方針（施策）〕

火山避難施設が、緊急時に適切に利用されるよう、市町村、火山防災協議会などと連携し、設置場所や利用方法等について登山者等に周知します。

御嶽山以外の火山についても、市町村、火山防災協議会などと協議し、火山避難施設の設置や、携帯電話不感地域の解消の取組を支援します。

【達成目標】

	指標名	担当課室	第2期目標	現状	第3期目標
①	県内火山登山者の噴火警戒レベル認知度	危機管理防災課	— (2022年度)	— (2022年度)	100% (2027年度)

起きてはならない最悪の事態

1-6 避難情報発令の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生



① 適切な避難情報の発令、避難行動の支援

〔脆弱性評価〕

令和元年東日本台風災害を教訓に、令和2（2020）年度から「逃げ遅れゼロ」プロジェクトとして、信州防災まったなしキャンペーンによる避難情報や避難行動のポイントの周知、信州防災アプリの開発・普及などの取組を市町村と連携して進めています。住んでいる地域の災害リスクを把握していない<sup>※1</sup>、避難情報発令が避難に結びつかないケースがある<sup>※2</sup>など、適切な避難行動の実現には課題があります。

また、令和3年8月の大雨災害等では、避難情報の発令にあたって、気象予測や対象区域の絞り込み、夜間の避難情報発令時の住民の安全確保など、判断の難しさが浮き彫りとなりました。引き続き、逃げ遅れゼロの実現に向け、粘り強く取り組んでいく必要があります。

※1 「長野市堤防決壊による浸水地区住民の避難行動に関するアンケート調査（令和2年5月千曲川・犀川大規模氾濫に関する減災対策協議会）」

・洪水ハザードマップを見たことがあり、自宅の浸水の深さを知っている 33%

※2 「令和3年8月大雨災害」避難情報の発令等に係る検証報告書（令和4年3月岡谷市）」

・避難情報の発令を知っていても避難行動を起こす人が1割未満

【危機管理部危機管理防災課】

〔取組方針（施策）〕

市町村長が災害発生時の具体的な対応などを学ぶセミナーの開催や、市町村担当者が気軽に相談できる体制づくりなどにより、適切な避難情報の発令を支援します。

また、住民が適時適切な避難行動をとれるよう、出前講座や学校教育の場でハザードマップの理解を促進するほか、必要な情報を提供する信州防災アプリの普及促進などに取り組めます。

あわせて、多様な避難先を確保するため、市町村と連携した避難所の確保や、ホテル・旅館等の活用検討、車で避難し車内で安全が確保できる場所の周知などに取り組めます。

県民の皆様へ

「自分の命は自らが守る」という意識を持ち、ハザードマップや信州防災アプリ等でお住まいの地域の災害リスクを確認するなど、災害の発生を想定した防災対策に日頃から取り組んでください。

\*\* アプリのダウンロードはこちらから \*\*

【android】



【iOS】



<信州防災アプリ>



## ◎信州防災アプリ

災害に備え、防災を学び、適時適切な避難行動を支援するためのアプリです。

ハザードマップでお住まいの地域の危険を確認できるほか、「私の避難計画」（マイ・タイムライン）を簡単に作成・共有することができ、登録した市町村の避難情報をプッシュ通知でお知らせします。

その他にも、防災に関する情報をわかりやすくまとめた「信州防災手帳」や、防災知識を気軽に楽しく学べるコラム・クイズ等のコンテンツがあり、スマートフォン等からいつでもどこでも防災について学習できるツールとなっています。ぜひダウンロードしてご活用ください。

## ② 防災教育の充実

## 〔脆弱性評価〕

マイ・タイムライン作成等の出前講座により住民の防災意識を向上するとともに、長野地方気象台と連携して防災気象情報講習会を開催し、市町村の適切な避難情報の発令を支援しています。

また、「“猪の満水”災害デジタルアーカイブ」※の公開など、災害記憶の伝承に取り組んでいます。

学校教育では、「学校における防災教育の手引き」（令和2年度改訂）等を、防災教育研修会や校長会等で周知するとともに、「学校防災アドバイザー」の派遣などにより、地域や学校が抱える学校安全上の課題解決を支援しています。

こうした取組を更に拡充し、県民の防災意識を向上させるとともに、すべての学校で防災に関する取組が進むよう、防災教育の大切さや他校の好事例を周知する必要があります。

※令和元年東日本台風災害の写真等の記録をデジタルアーカイブとしてウェブサイトで公開

【危機管理部危機管理防災課、教育委員会事務局保健厚生課】

## 〔取組方針（施策）〕

防災に関する出前講座を積極的に周知するとともに、災害の経験やニーズに応じた内容の見直しなど、受講者を増やす取組を続けます。また、災害デジタルアーカイブを災害伝承や防災教育に活用し、の防災意識の向上を図ります。

学校では、学校防災アドバイザーの派遣などモデル的な取組を通じて実践的な指導法を構築し、災害発生時に児童生徒が自ら危険を回避する力を育成します。また、教職員等を対象に防災教育研修会を開催し、更なる防災意識の向上を図ります。

さらに、児童生徒が将来の地域防災力の担い手となるよう、消防団員、自主防災組織等が参画した体験的・実践的な防災教育を推進します。

## &lt;地域避難所の確認&gt;

※防災教育「地域の防災を考えよう」で地域避難所を確認



（長野市立加茂小学校）

## &lt;出前講座&gt;

※災害時での自分の身を守るポーズの学習



（長野県木曾養護学校）

### ③ 要配慮者への支援

#### 〔脆弱性評価〕

避難行動要支援者（高齢者、障がい者等）が、災害時に安全に避難できるよう、要支援者の居所や避難場所等を地域住民などが共有し、支え合いにより避難する地域づくりを支援するため、市町村と連携して災害時住民支え合いマップの作成を推進してきました。

取組の結果、支え合いマップは対象地区の約9割で作成され、災害時のほか、避難訓練等で活用されています。

今後は、支え合いマップ作成の経験を活かし、個別避難計画の作成など市町村の取組を支援していく必要があります。

【健康福祉部健康福祉政策課、同地域福祉課】

#### 〔取組方針（施策）〕

令和3（2021）年5月の災害対策基本法の改正により、市町村の努力義務とされた個別避難計画（要支援者や避難支援実施者の連絡先、避難経路等）の作成に向け、県内外の先進事例の共有や進捗状況の把握を行うなど、市町村の取組を支援します。

### ④ 要配慮者利用施設の避難体制の強化

#### 〔脆弱性評価〕

要配慮者利用施設※では、管理者を含めた職員が、市町村から発令される避難情報を的確に理解し、迅速な避難行動に移るための取組を進める必要があります。

平成29（2017）年の水防法等の改正により浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に所在する施設の避難確保計画の作成や避難訓練が義務化されたことから、令和元年東日本台風災害の教訓を踏まえて、改めて市町村に対して、管理者への避難確保計画の作成促進を依頼するとともに、県としても出前講座や個別相談により支援してきました。

しかし、すべての施設での計画作成には至っておらず、避難確保計画に基づく訓練の実施なども含め、実効性のある避難体制を構築する必要があります。

※要配慮者利用施設：社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設

【危機管理部危機管理防災課、健康福祉部健康福祉政策課、建設部河川課、同砂防課】

#### 〔取組方針（施策）〕

市町村と連携し、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対し、実効性の高い避難確保計画の作成を促すとともに、避難訓練や訓練に基づく計画の見直しなどが進むよう、施設の取組を支援します。

#### 県民の皆様へ

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に立地し、市町村地域防災計画に定められている要配慮者利用施設の管理者は、避難確保計画の作成等が義務付けられています。利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、計画を作成し、避難訓練を実施してください。

## ⑤ 聴覚障がい者の避難・情報伝達

### 〔脆弱性評価〕

聴覚障がい者は音声情報が伝わらないため、周囲の状況が把握できず、災害時に取り残されたり、避難が遅れたりするおそれがあります。

県では、身近に聴覚障がい者がいる方や当事者向けに、災害時に困ることや配慮が必要なこと、災害時持ち出し用品リストや情報機器等を掲載した「長野県手話ガイドブック手話で話そう～災害に備えて～」を作成、配布しています。

災害時には、長野県聴覚障がい者情報センターや県の手話通訳事務員が災害情報の手話動画を作成し、ホームページに掲載しています。また、知事会見に手話通訳を導入するなど、迅速な災害情報の発信に努めています。

今後も、聴覚障がい者に対する適切な情報提供や、災害時の配慮を周知していく必要があります。

【健康福祉部障がい者支援課】

### 〔取組方針（施策）〕

「長野県手話ガイドブック手話で話そう～災害に備えて～」のホームページへの掲載や、ガイドブックを活用した手話講座の開催などにより、聴覚障がい者に対する災害時の配慮を広く県民に周知します。

また、災害情報の手話動画による提供など、聴覚障がい者への情報提供に努めます。

### 県民の皆様へ

聴覚障がい者への理解を深め、災害時には、お近くにお住まいの聴覚障がい者の方への積極的な声かけや情報提供等の避難支援をお願いします。

## ⑥ 外国人観光客への情報提供

### 〔脆弱性評価〕

24時間21言語で対応できる「NAGANO多言語コールセンター」を設置し、外国人旅行者と施設等のスタッフとのコミュニケーションを支援するとともに、外国語による案内標識やパンフレット類の整備などにより正確な情報の提供を推進しています。

災害時に、外国人観光客が適切な避難行動をとるためには、それぞれの観光客が理解できる言語で正確な災害情報が提供される必要があります。

【観光部国際観光推進室】

### 〔取組方針（施策）〕

「NAGANO多言語コールセンター」による支援やパンフレットの整備などとともに、コールセンターのリーフレットに、訪日外国人に緊急地震速報や避難指示等を通知するアプリ（Safety tips（14言語対応））の情報を掲載し、旅行博や観光案内所等を通じて配布するなど、より正確な情報提供に取り組みます。

【達成目標】

指 標 名		担当課室	第2期 目 標	現 状	第3期 目 標
①	ハザードマップ等による身の回りの危険認知度	危機管理 防災課	— (2022年度)	— (2022年度)	100% (2027年度)
	信州防災アプリ利用者数		— (2022年度)	15,219件 (累計) (2021年度)	100,000件 (累計) (2027年度)
	トップセミナー参加市町村数		— (2022年度)	54市町村 (2022年度)	77市町村 (2027年度)
	防災キャラバン隊支援市町村数		— (2022年度)	8市町村 (累計) (2022年度)	77市町村 (累計) (2027年度)
② 防災教育出前講座件数	— (2022年度)		38件/年 (2022年度)	100件/年 (2027年度)	
③ 個別避難計画の策定済み市町村数（一部策定済みの市町村を含む）	健康福祉 政策課	— (2022年度)	34 (2021年度)	77 (2027年度)	
④ 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成済み施設数※	河川課 砂防課	— (2022年度)	2,591施設 (2021年度)	全施設 (2027年度)	

※土砂災害警戒区域、浸水想定区域の種類毎に計画を作成した施設の延べ数

## 第2節 負傷者に対し、迅速に救助・救急・医療活動等が行われるとともに、被災者等の健康、避難生活環境を確実に確保する

### 起きてはならない最悪の事態

2-1 長期にわたる孤立集落等の発生（大雪を含む）や、被災地での食料、飲料水等の長期にわたる不足



#### ① 道路の落石危険箇所対策の推進

##### 〔脆弱性評価〕

災害発生時の道路の安全性を高めるため、道路防災点検結果に基づき、落石危険箇所の対策工事を進めています。道路の法面対策は、平成30（2018）年度から令和2（2020）年度にかけて、集中的に取り組を進めた結果、落石危険箇所の対策は着実に進みました。

近年の大規模自然災害により、新たに法面崩落や土砂流出が多数発生しており、整備の優先順位を見直しながらか計画的に対策を進めていく必要があります。

また、緊急輸送道路をはじめとした防災上重要な路線においても、新たに対策が必要な箇所が発生するとともに、落石危険箇所や法面修繕箇所が依然として多数残されており、引き続き対策を進めていく必要があります。

【建設部道路管理課】

##### <落石現場>



((主) 上高地公園線  
松本市上高地)



((一) 上生坂信濃松川線  
池田町中山温泉下)



((主) 美ヶ原公園沖線  
上田市番所ヶ原)

##### 〔取組方針（施策）〕

災害時の孤立集落の発生を防ぎ、道路利用者の安全を確保するため、落石や岩盤崩落などの道路防災点検を継続するとともに、落石危険箇所の解消のため、落石防護柵の設置など道路防災対策を実施します。

##### 県民の皆様へ

利用している道路等に異常や損傷を発見した場合は、道路緊急ダイヤル（#9910）などを活用し、道路管理者（国や県、市町村）に情報提供をお願いします。

## ② 緊急輸送道路の強靱化の推進

### 〔脆弱性評価〕

災害発生時に、避難・救助、物資供給等の応急活動に重要な役割を果たす緊急輸送道路の機能を確保するため、代替路線がない箇所、交通量が多く通行止めにより重大な支障が生じる箇所などにおいて道路の法面对策、橋梁の耐震補強や道路改築等を重点的に行っています。

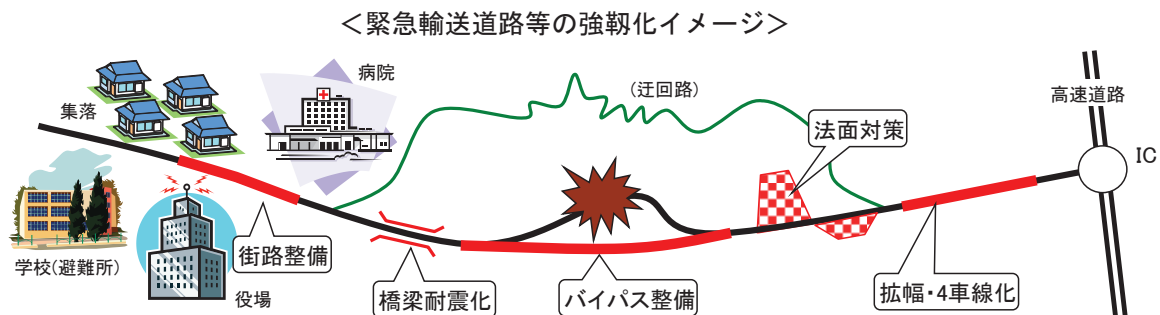
しかし、依然として緊急輸送道路全区間の通行止めリスク解消には至っておらず、継続して整備を推進する必要があります。

【建設部道路管理課、同道路建設課】

### 〔取組方針（施策）〕

災害時における緊急輸送道路等の機能を確保するため、道路の維持管理と建設の両面から重点的に整備を実施し、安全で安心できる県民生活を実現します。

また、高速交通網や鉄道駅、生活圈を結ぶ幹線道路の整備を推進し、大規模災害時にスムーズな応援の受け入れが可能となるように取り組みます。



### 県民の皆様へ

緊急輸送道路等の沿道建築物で一定以上の高さ※の建物を所有する方は、輸送路の機能を確保するため耐震化に協力をお願いします。

※一定以上の高さ

(1)道路幅員 12m を超える場合：「道路幅員の 1/2+建築物と道路境界線までの距離」を超える高さ

(2)道路幅員 12m 以下の場合：「6m+建築物と道路境界線までの距離」を超える高さ

## ③ 道の駅の防災機能の強化

### 〔脆弱性評価〕

「道の駅」は、災害時の地域の防災拠点としての機能も期待されています。広域災害応急対策拠点として、県内 52 駅のうち 20 駅が「防災拠点自動車駐車場」に指定され、そのうち県が管理する一体型の道の駅に 12 駅が指定されています。今後も道の駅が災害時の応急対策の拠点として貢献できるよう、防災機能の強化に取り組む必要があります。

【建設部道路管理課】

### 〔取組方針（施策）〕

市町村地域防災計画への位置付け状況等を踏まえ、「防災拠点自動車駐車場」などの機能制度を活用し、地域の中心的な拠点として、市町村と連携して防災機能を強化します。



#### ④ 大雪による孤立防止対策等の推進

〔脆弱性評価〕

大雪時には、隣接県・市町村との相互除雪に関する協定や、(一社)長野県建設業協会との災害時における応急対策業務に関する協定に基づき、速やかに除雪を行う体制を整えています。

また、国、県や高速道路会社など道路管理者と警察で構成する長野県幹線道路連絡会議において、大雪時の除雪体制を確認し、対応を強化するとともに、緊急時に確保する必要がある路線に通行規制区間を設定し、車両の滞留を回避する集中除雪を行う体制を整えています。

集落の孤立や大規模な車両滞留を防ぐため、道路の除排雪をはじめとした冬期交通の確保対策を推進する必要があります。

さらに、住宅については雪下ろし作業の身体的負担を軽減するとともに、作業中の転落事故を未然に防ぐ必要があります。

【建設部道路管理課、同建築住宅課】

〔取組方針（施策）〕

大雪時の相互除雪体制や県建設業協会、道路管理者、警察との連携体制を強化するとともに、建設事務所間の除雪機械の支援体制を構築します。

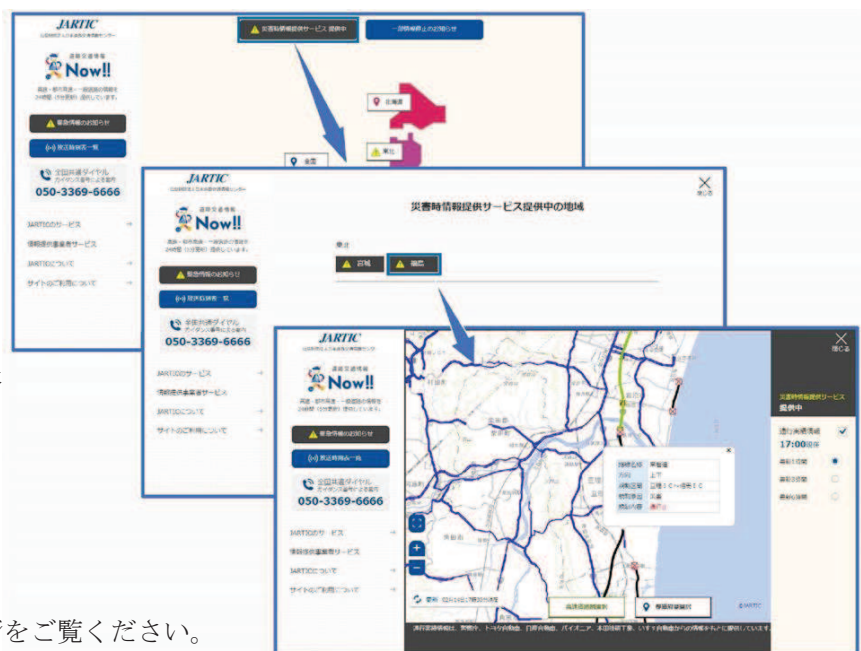
また、日本道路交通情報センターの「災害時情報提供サービス」やホームページ、SNS等を活用して、適切な道路情報を提供します。

さらに、住宅の屋根の雪下ろし作業中の死傷事故をなくすため、住宅の屋根の改修などにより克雪化を推進します。

##### ◎日本道路交通情報センター(JARTIC)の「災害時情報提供サービス」

日本道路交通情報センターでは、平成25年度より震災や豪雨、豪雪をはじめとする異常気象等によって道路又は道路交通に著しい障害が発生した場合に、『災害時情報提供サービス』により、被災箇所周辺地域の道路情報を提供しています。

『災害時情報提供サービス』では、通常お伝えしている情報に加え、災害時に特別な情報(通行実績情報等、道路を安全に利用するために必要な道路交通情報)を、正確・迅速かつ分かりやすく提供しています。『災害時情報提供サービス』はトップページでお知らせするとともに提供地域にアイコンを表示しています。



※災害時はホームページをご覧ください。  
<https://www.jartic.or.jp/>

## ⑤ 水、食料等の不足対策の推進

### 〔脆弱性評価〕

大規模自然災害が発生した場合は、断水や物流の途絶により水や食料等の物資の不足が懸念されます。県では、災害時の物資不足に備え、松本平広域公園防災備蓄倉庫や合同庁舎等に食料や飲料水等を備蓄するとともに、災害の教訓や要望を踏まえて、生理用品や紙おむつ等の備蓄を進めています。災害の発生に備え、適正量の物資を確保し、供給体制を整備する必要があります。

また、断水への対応として「長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱」等に基づき、給水車や技術者の派遣により応急復旧活動を支援していますが、すみやかに技術者や給水車を派遣するためには、水道事業者間の密接な連携が不可欠であり、日ごろから非常連絡体制を確認しておく必要があります。

【危機管理部危機管理防災課、環境部水大気環境課、企業局水道事業課】

### ＜県企業局が製造・備蓄するペットボトル水＞



（左：川中島の水、右：千曲川の水）

### ＜物資の備蓄状況＞



（長野合同庁舎）

### 〔取組方針（施策）〕

市町村は、水、食料等を必要量確保し、迅速に提供する体制を整えます。県は、被災市町村だけでは物資の供給が困難な場合には市町村と連携して、備蓄や協定による調達により食料等を供給するとともに、水道等の早期復旧を支援します。

### 県民の皆様へ

災害に備え、最低でも3日分、可能な限り1週間分は、ご自分やご家族のために必要な食料や飲料水などを確保してください。

## ⑥ 要配慮者入所施設の停電、断水対策

### 〔脆弱性評価〕

高齢者施設や障がい者福祉施設の入所者は、人工呼吸器・酸素療法・喀痰吸引等の医療機器が必要な場合があります。停電により医療機器が稼働せず生命を脅かす事態や、断水により施設機能が維持できなくなる事態を防ぐため、非常用自家発電設備や給水設備の整備が必要です。

【健康福祉部介護支援課、同障がい者支援課】

### 〔取組方針（施策）〕

長時間の停電や断水に対応するため、入所施設における、非常用自家発電設備や給水設備（受水槽や地下水利用給水設備）の整備等を支援します。

⑦ ヘリコプターによる救急救助、救援物資搬送体制の充実

〔脆弱性評価〕

大規模自然災害時に、道路の寸断などにより孤立集落が発生した場合は、ヘリコプターによる救助活動や物資輸送が有効です。

県は、運航を再開した消防防災ヘリコプター「アルプス」による救助活動を行うとともに、県外からの支援拠点となる「拠点ヘリポート」を県内 10 広域に、また、場外離着陸場を 85 箇所確保しています。

市町村においても、支援物資の集積・運搬施設や救援部隊の活動拠点が隣接するなど、総合的な支援拠点となる場所を「物資輸送拠点及び災害対策用ヘリポート」として選定し、確保しています（拠点ヘリポート 143 箇所、物資輸送拠点 133 箇所、その他 394 箇所）。

引き続き、消防防災ヘリコプターの救助訓練や適切なヘリポートの管理に努める必要があります。

【危機管理部消防課、同危機管理防災課】

< 孤立者の救助（令和3年8月 王滝村） >



< 東日本台風災害における他県ヘリの応援 >



〔取組方針（施策）〕

消防防災ヘリコプターを活用した効率的な救急救助、救援物資搬送を実施するため、安全運航を第一とした消防防災航空体制を維持するとともに、災害対策用ヘリポートの使用に住民の理解が得られるよう、災害時のヘリコプター支援について住民に周知します。

【達成目標】

指標名		担当課室	第2期目標	現状	第3期目標
②	緊急輸送道路にある橋梁の耐震補強の整備率	道路管理課	99.0% (2020年度)	98.9% (2021年度)	100% (2027年度)
	緊急輸送道路のうち危険箇所の解消箇所数	道路管理課 道路建設課	— (2022年度)	6/91箇所 (7%) (2021年度)	80/91箇所 (88%) (2027年度)

起きてはならない最悪の事態

2-2 警察、消防、自衛隊等による救助・救急活動等の不足



① 警察の災害時対応力の維持・向上

〔脆弱性評価〕

長野県は広大な県土を有し、地震や噴火、風水害など様々な自然災害の発生が想定されます。災害が同時多発的に発生した場合や道路の寸断等により直ちに機動隊等が支援できない場合は、警察署が当面の救出救助活動等に当たるため、各警察署の装備資機材の充実強化を図る必要があります。

また、長野県警察広域緊急援助隊、緊急災害警備隊、各警察署第二機動隊の対処能力を高めるため、他機関との合同訓練及び警察独自訓練、舟艇訓練や冬季救助訓練、他県警察との広域緊急援助隊合同訓練等を実施するとともに、各警察署では消防等との合同訓練等を実施し、連携強化を図っています。

災害時に県民の生命、身体を守るため、災害装備資機材の充実を図るとともに、こうした訓練を引き続き実施し、対処能力の向上に努める必要があります。

【警備部警備第二課】

<ホイスト救助訓練>



<広域緊急援助隊による訓練>



〔取組方針（施策）〕

機動隊や各警察署の救出救助活動に必要な装備資機材を充実し、県警察全体の災害対処能力の向上を図ります。

また、近年の災害や過去の災害対応の教訓を踏まえ、より効果的な訓練を実施します。

<装備資機材の必要性>



### ◎長野県警察災害派遣隊

長野県警察では、東日本大震災の教訓を踏まえ、大規模災害発生時における広域的な部隊派遣態勢を拡充するため、平成24年11月に『長野県警察災害派遣隊』を編成しました。

この災害派遣隊は、大規模災害発生時に直ちに被災地等に派遣される即応部隊と、一定期間が経過した後に長期間にわたり派遣される一般部隊に大別されます。

即応部隊は、広域緊急援助隊（警備部隊、交通部隊、刑事部隊）、広域警察航空隊及び緊急災害警備隊により構成し、情報の収集、避難誘導、救出救助、緊急交通路の確保及び災害により亡くなられた方の身元確認や遺体の引渡し等の活動に従事します。

また、長野県内で大規模な災害等が発生し、または発生するおそれのある場合には、航空班、鑑識班、レスキュー班、トライアル班及び通信班で編成する長野県警察先遣隊が迅速に出動し、被害状況の確認、被災者の救助等の初動活動を行います。



（静岡県熱海市の災害現場で活動する広域緊急援助隊）

## ② 消防体制の充実・強化

### 〔脆弱性評価〕

大規模自然災害発生時に迅速な救助活動等を行うためには、多数の応援を要請する必要があります。県内では全ての消防本部が「長野県消防相互応援協定」に基づき、被災した消防本部を応援する体制を整えています。また、県内の消防力で対応できない場合は、「緊急消防援助隊」による全国的な応援体制により、被災地への応援が行われます。

令和元年東日本台風災害の際には、県内相互応援隊延べ91隊314人、緊急消防援助隊延べ151隊567人が、県内で救助・救急活動を行いました。

県では、毎年、県消防相互応援隊の訓練を開催するとともに、緊急消防援助隊の運用を実効性のあるものにするため、様々な訓練の実施などにより受援計画や応援等実施計画を検証し、必要な見直しを行っています。

引き続き、常備消防の設備や人員体制の充実・強化を進めるとともに、相互応援体制の確認や緊急消防援助隊の応援・受援体制の整備に努める必要があります。

【危機管理部消防課】

### 〔取組方針（施策）〕

各消防本部は、「消防力の整備指針」（消防庁告示）等に基づき、地域の実情に合った消防体制を整備するとともに、相互応援体制の強化、広域化や連携・協力の促進などにより消防力の充実・強化に取り組みます。

県では、消防力の充実・強化を図るため、消防防災航空体制の整備や消防学校の教育訓練、施設の充実に取り組むとともに、緊急消防援助隊の一体的な後方支援体制の構築を検討します。

また、消防救急デジタル無線の広域運用などにより、大規模自然災害発生時の県と消防本部との通信を確保します。

◎緊急消防援助隊

阪神・淡路大震災の教訓（人命救助活動等を行う応援部隊の早期出動等）を踏まえ、地震等の大規模・特殊災害発生時に人命救助活動等を効果的かつ迅速に実施する消防の援助体制を国として確保することを目的として、平成7年に創設されました。

創設以来、43回の派遣が行われ、令和3年7月の静岡県熱海市での土石流災害の際には本県からも延べ25隊420人が出動し、救助活動を行いました。



(静岡県熱海市での救助活動)



(緊急消防援助隊全国合同訓練)

③ 消防団の充実・強化

〔脆弱性評価〕

消防団は、地域防災力の中核として、火災現場での消火活動や台風時等の水防・警戒活動、住民の避難誘導や警戒区域の設定など、地域住民の安心と安全を守る重要な役割を担っています。

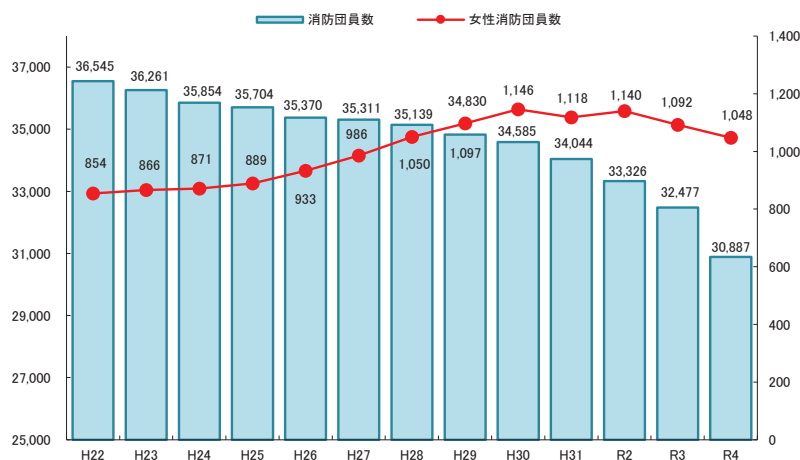
一方で、人口減少や少子化、若者の地元離れなどの社会情勢の変化により、県内の消防団員数は減少傾向にあり、増加傾向にあった女性団員も近年は横ばいの状況です。

県では、市町村と協力して処遇改善などを通じた団員の確保や女性団員の活性化、学生消防団員認証制度の周知に取り組むとともに、消防団が活動しやすい環境を整備するため、消防団を応援する企業等への支援などにも力を入れています。

引き続き、より効果的な方法による団員の確保や災害現場等での対応力の強化、消防団活動への理解促進に取り組んで行く必要があります。

【危機管理部消防課】

<長野県内の消防団員数と女性消防団員数の推移>



〔取組方針（施策）〕

（公財）長野県消防協会や市町村と連携して、地域や企業等の消防団活動への応援機運の醸成（消防団協力事業所への優遇措置、信州消防団員応援ショップの拡充）や、女性団員の活動支援（女性消防団員活性化大会の開催）、多様な人材（女性や学生等）の加入促進に取り組みます。

また、資機材等の整備や県消防学校での教育訓練の充実（ドローン操縦訓練等）などにより、消防団の災害対応力の強化を支援します。

＜長野県消防ポンプ操法大会＞



（長野市消防団小田切分団） ※令和4年度

県民の皆様へ

地域防災力の中核である消防団の活動を理解していただくとともに、消防団活動への積極的な参加をお願いします。

消防団活動に協力いただいている事業者の皆様は、市町村から消防団協力事業所の認定を受けていただきますようお願いします。

長野県内の消防団員やその家族を応援するために、割引等のサービスを提供していただける事業者の皆様は、信州消防団員応援ショップへの登録をお願いします。

④ 自衛隊による迅速な人命救助等の実施

〔脆弱性評価〕

大規模災害に際して、人命又は財産の保護のため必要と認め、公共性・緊急性・非代替性を満たす場合、自衛隊法第83条第1項に基づき、知事は自衛隊の災害派遣を要請することとなっています。

松本市に駐屯する第13普通科連隊及び第306施設隊等は、県内で発生する各種災害に対して知事等からの派遣要請に基づき、被災者の人命救助等の任務にあたっています。上記の部隊のみでは対応が困難な場合は、上級部隊である第12旅団により対処します。第12旅団は、航空機による空中機動力が増強されており、航空偵察、捜索救助活動及び山林火災時においては大型ヘリコプター（CH）による空中からの消火を実施する能力を保有しています。

また、人員や物資の輸送、給水・給食支援、応急救護、防疫支援、入浴支援といった後方支援活動のほか、施設科部隊による道路（水路）の啓開、施設器材を使用した捜索救助活動、水防活動、被害状況の把握、化学科部隊による有毒化学剤等の検知・除染等の能力を保有しており、これまでに東日本大震災をはじめ、山林火災、大雪災害、豪雨災害、御嶽山噴火災害、令和元年東日本台風災害といった数多くの災害派遣要請に部隊を派遣して応じています。

〔取組方針（施策）〕

第13普通科連隊及び第306施設隊等は、大規模な災害時に迅速に人命救助等を実施するため、初動対処部隊が24時間待機し、速やかに出動する部隊（FAST-Force）を整えているとともに、大規模災害など各種の災害に迅速かつ的確に対応するため、各種防災訓練を実施しているほか、県及び市町村が実施する防災訓練に積極的に参加し、引き続き、各省庁や県、市町村などの関係機関との連携強化を図ります。

<陸上自衛隊による救助・救命活動>



(H26. 10. 12 御嶽山噴火災害において泥ねい化した火山灰の中捜索する隊員)



(令和元年台風19号に係る災害派遣において長野市内をボートで救助する隊員)

出典：陸上自衛隊第12旅団ホームページ (<http://www.mod.go.jp/gsdf/ea/12b/>)

⑤ 自主防災組織の充実・強化

〔脆弱性評価〕

災害による被害を最小限に抑えるためには、地域の人々の助け合いである「共助」において中心的な役割を果たす自主防災組織の活動が重要であり、自主防災組織の立ち上げや活動の活性化を、県自主防災アドバイザーの委嘱や出前講座等を通じて支援しています。

自主防災組織率※は向上していますが、短期間での役員交代や人材不足、高齢化等により、活動の継続が課題となっている組織もあり、引き続き、組織体制の強化や活動の充実を支援し、地域防災力を向上していく必要があります。

※自主防災組織率：全世帯数のうち自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織）の活動範囲に含まれている世帯数の割合

【危機管理部危機管理防災課】

〔取組方針（施策）〕

行政機関や消防署、消防団との連携を図りながら、災害発生時に、情報の収集・伝達、避難誘導、避難所開設・運営など効果的な活動を行えるよう、地域防災力を向上する出前講座や自主防災組織リーダー向けの研修会を実施するほか、県内大学や防災士会等と連携した地域防災に持続的に携わる防災人材の育成などを通じて自主防災組織の充実・強化を図ります。

【達成目標】

指標名		担当課室	第2期目標	現状	第3期目標
③	人口千人当たりの消防団員数	消防課	— (2022年度)	15.02人 (2022年度)	15.78人 (2027年度)
	長野県内の消防団員のうち女性消防団員が占める割合		5.0% (2025年度)	3.4% (2021年度)	5.0% (2027年度)
	消防学校消防団員訓練参加数		— (2022年度)	156人 (2021年度)	500人 (2027年度)
⑤	自主防災組織率	危機管理 防災課	93.5% (2022年度)	95.1% (2022年度)	97.0% (2027年度)



起きてはならない最悪の事態

2-3 医療機関、医療従事者の不足やエネルギー供給の長期途絶、医療施設の被災による医療機能の麻痺



① 大規模災害に対応する体制整備の推進

〔脆弱性評価〕

病院が被災後、速やかに診療機能を回復できるよう、業務継続計画（BCP）の策定を促進するとともに、病院の基礎情報や災害時の患者の受診状況、ライフライン稼働状況を収集・共有する広域災害救急医療情報システム（EMIS）の操作研修等を実施しています。

また、災害派遣医療チーム（DMAT）隊員を養成（令和4年8月現在406名）し、災害派遣精神医療チーム（DPAT）等とともに、地震・大雨、火山噴火などの大規模災害時に派遣しています。

引き続き、大規模災害時に対応する体制の整備に取り組むとともに、保健医療福祉活動を行うチーム（DMAT、JMAT、日赤救護班、DPAT等）間の連携を強化する必要があります。

【健康福祉部医療政策課】

〔取組方針（施策）〕

引き続き、研修機会の提供により病院のBCPの策定を促進するとともに、病院向けEMIS研修会による情報入力体制の整備、長野県DMAT養成研修、DPAT研修による隊員の確保や技術力の向上に努めます。

また、災害の経験を踏まえた見直しにより、災害医療活動指針や地域災害医療活動マニュアルの実効性を確保するとともに、大規模災害時に保健医療福祉活動を行うチームの連携強化に向けた訓練を実施します。

<DMAT養成>



② 石油燃料等の供給体制の確保

〔脆弱性評価〕

県内への石油製品の供給は、約8割が鉄道貨物輸送に頼っており、鉄道が不通となった場合、供給力が低下するなど脆弱な立地条件にあります。

県では、長野県石油商業組合と連携して県内120か所（令和4年4月現在）のサービスステーション（SS）等に、災害時に重要施設（災害拠点病院など）等で使用する約1週間分の石油製品の備蓄を行っています。

近年、サービスステーションが減少する傾向にありますが、引き続き備蓄量の確保に取り組んでいく必要があります。

【危機管理部危機管理防災課】

〔取組方針（施策）〕

重要施設や警察、消防の緊急通行車両等に石油燃料類を安定供給するため、中核給油所（40箇所）、小口燃料配送拠点（20箇所）、県配送拠点（9箇所）、住民拠点SS（51箇所）への石油類燃料の備蓄を継続します。

また、住民に対して災害に備えた燃料の備蓄や、災害時の冷静な対応を周知します。

県民の皆様へ

災害の発生に備え、自家用車へのこまめな満タン給油や灯油の買い置きなど、個人でできる燃料確保に努めてください。また、災害時には、医療機関や救助活動で使用する燃料が不足することのないよう、必要以上の買いだめの自粛等、冷静な対応をお願いします。

【達成目標】

指 標 名		担当課室	第2期 目 標	現 状	第3期 目 標
①	行政、災害拠点病院、医師会等の関係機関による保健医療福祉活動チームの連携確認を行う災害訓練の実施二次医療圏数	医療政策課	10 医療圏 (2023 年度)	9 医療圏 (2021 年度)	10 医療圏 (2027 年度)
	病院における業務継続計画の策定率		100% (2023 年度)	36.5% (2021 年度)	88.6% (2027 年度)
	長野県DMAT養成研修年間修了者数		24 人以上 (2023 年度)	32 人 (2022 年度)	32 人 (2027 年度)
②	石油等の備蓄	危機管理 防災課	62 施設 約 500kℓ (2020 年度)	121 施設 約 1,308kℓ (2021 年度)	現状維持 (2027 年度)

起きてはならない最悪の事態

2-4 劣悪な避難生活環境や不十分な健康管理による被災者の健康状態の悪化



① 避難所の環境改善の推進

〔脆弱性評価〕

避難生活が長期化すると、心身のストレス等により被災者の健康状態の悪化が懸念されることから、状態に応じた適切な支援を行うとともに避難所の環境改善に取り組む必要があります。

県では、令和元（2019）年に女性の視点に立った避難所運営や、要配慮者対策の観点から「避難所運営マニュアル策定指針」を改定し、市町村に対して指針に基づくマニュアルの策定を促していますが、策定市町村は53団体（令和4年7月末現在）となっています。

また、避難所における良好な生活環境を確保するため、市町村、NPO等と連携して、避難所のT（トイレ・衛生）・K（キッチン・栄養）・B（ベッド・睡眠）の環境改善を推進し、「避難しなくなる避難所」を目指しています。

【危機管理部危機管理防災課】

〔取組方針（施策）〕

安心して避難所が利用できるよう、災害発生から3日以内、7日以内ごとに目指すべきTKB向上の水準目標（長野県避難所TKBスタンダード）を市町村と共有し、避難所の環境改善を推進します。

また、通路やプライバシーの確保など、要配慮者に配慮した避難所運営を行うため、市町村向けの説明会を継続的に実施し、マニュアルの策定を促進します。

- ・ T：快適トイレの導入促進
- ・ K：キッチンカー事業者との連携による食事提供の仕組みづくり
- ・ B：段ボールベッド等の円滑な確保、暑さ・寒さの緩和による過ごしやすい環境の確保

県民の皆様へ

避難所では、お互いに助け合い、生活環境の維持や安全の確保に協力をお願いします。

◎避難所TKB環境向上プロジェクト

県内において大規模災害が発生し、ライフラインの停止や住家の被害等で多くの住民が避難所に一定期間避難せざるを得ない場合への備えとして、避難所における良好な環境の確保が求められます。

とりわけ、重点的に取り組むべきものとして、ポイントとなる頭文字から呼称される「TKB」、「T」はトイレ（衛生）、「K」はキッチン（栄養）、「B」はベッド（睡眠）の向上が重要です。

災害発生から3日以内（初動期）、7日以内（応急期）ごとに目指すべきTKB向上の水準目標をあらかじめ設け（「長野県避難所TKBスタンダード」）、県・市町村・NPO等が連携して、暑さ寒さ対策も含めた避難所のTKB環境の向上を目指しています。

<「長野県避難所TKBスタンダード」の概要>

項目	長野県避難所TKBスタンダードの目標	
	3日以内	7日以内
前提条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所が停電・断水している。</li> <li>道路は使用できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>停電・断水は解消されている。</li> </ul>
T トイレ・シャワー (衛生)	<p style="text-align: center;"><b>概ね20人に1基</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>快適トイレ・手洗い場が確保されている。</li> <li>着替えができ、体を清潔にできる。</li> <li>ゴミが適正に処理できる。</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>1日1回</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>シャワー（風呂）が利用できる。</li> <li>衣服の洗濯ができる。</li> </ul>
K キッチン (栄養)	<b>栄養に配慮した温かい食事</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>主食とおかずが揃った食事が提供されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所（被災地域）等において作り立てが提供されている。</li> </ul>
B ベッド等 (睡眠)	<p style="text-align: center;"><b>必要な寝床の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>必要数が確保され、かつ1世帯1空間のパーティションが設置されている。</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>暑さ・寒さの緩和</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>適度な温度が保たれている。</li> <li>夏季には冷房等の設置、冬季にはジェットヒーターや電気毛布の配布等により、過ごしやすい環境が保たれている。</li> </ul>

② 女性の視点に立った避難所運営の推進

〔脆弱性評価〕

避難所生活では男女それぞれのニーズに違いがあり、女性の視点に配慮した避難所の運営が求められています。

県では、男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン（令和2年5月内閣府策定）の周知や、「避難所における性被害・暴力防止ポスター」「女性視点の備蓄・避難所チェックシート」を市町村に配布し、活用を広く呼び掛けていますが、避難所運営に関する指針に女性の視点を取り入れている市町村は26団体（令和3年12月末現在）に留まっています。

【県民文化部人権・男女共同参画課】

〔取組方針（施策）〕

市町村防災担当課、地域の防災リーダーを対象に、研修等を通して、災害時の男女共同参画の視点の重要性を周知するとともに、女性や性的マイノリティの方への配慮が十分に反映された避難所運営マニュアルが作成されるよう支援します。

県民の皆様へ

避難所生活においても、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合うことができるよう日常生活から男女共同参画の考え方を取り入れてください。

性自認や性的指向に関する知識・理解を深め、性的マイノリティの方々が孤立しない地域づくりを進めましょう。

#### ◎性的指向・性自認と性的マイノリティについて

性的指向（好きになる相手の性別）と性自認（自分をどのような性別だと思うか）は全ての人間に備わるものです。この性的指向が異性愛のみでない人又は性自認が出生時に判定された性と異なる人が性的マイノリティと呼ばれており、民間の調査によれば人口の約9%の方が性的マイノリティに当たるとされています。（出典：電通ダイバーシティ・ラボ）

#### ◎性的マイノリティの困りごとについて

性的マイノリティの方が避難所生活で困難に直面した事例として、トイレ・更衣室が男女別のものしかなく利用しにくいこと、見た目が男性なので生理用品が配布されないこと、同性のパートナーと一緒にいられないこと、性的指向や性自認を暴露され嫌がらせを受けたこと、などがあります。（事例は、LGBT法連合会の作成した困難リスト（第3版）を参考としています。）

上記の民間調査を踏まえると、周囲からは気づかれにくいものの、避難所生活を余儀なくされる方の中には、性的マイノリティの方も一定数存在すると考えられることから、いざというときにも、多くの方が当然に受けることができる自身の性的指向や性自認に基づく配慮を性的マイノリティの方も当然に受けることができ、安心して過ごせるように個人の尊厳が守られる避難所運営が必要です。

### ③ 外国人県民に配慮した避難所運営の推進

#### 〔脆弱性評価〕

災害時に市町村が設置する「災害多言語支援センター」は外国人被災者が必要とする情報を把握し、多言語で情報を発信する拠点となります。

県では、市町村や通訳ボランティア等の関係機関と連携して支援センターの設置・運営訓練を行うとともに、外国人県民が基礎的な防災知識を学ぶ防災講座などを開催しています。

一方で、実災害での支援センターの運営経験が不足しているため、訓練を通じて課題等を洗い出し、解決していく必要があります。

また、避難時の感染症対策等、必要となる防災知識が変化するため、外国人県民向けの防災講座や訓練を継続して行っていく必要があります。

【県民文化部多文化共生・パスポート室】

#### 〔取組方針（施策）〕

引き続き、関係機関と連携して災害多言語支援センターの設置・運営訓練を実施するとともに、外国人県民が防災知識を学ぶ場を提供します。

また、多言語による防災情報の提供や相談体制の整備を推進します。

#### 県民の皆様へ

外国人被災者に係る相談事がありましたら、災害多言語支援センター又は長野県多文化共生相談センター等の支援機関へつないでいただくよう協力をお願いします。

#### ④ 保健師等の派遣体制の整備・強化

##### 〔脆弱性評価〕

大規模自然災害が発生した際には、避難所に保健師や福祉専門職、必要に応じて DPAT（災害派遣精神医療チーム）等を派遣し、避難者の心身の健康状態の確認や高齢者、障がい者等、要配慮者の支援を行っています。

令和元年東日本台風災害では、長野市に延べ 194 人の保健師等を派遣するとともに、災害派遣福祉チームや DPAT を派遣し、要配慮者のアセスメント、こころのケア、福祉避難所等への誘導、相談支援等を行いました。

災害の発生に備え、職員の派遣体制や他機関からの受入体制を整備するとともに、派遣する職員等の技術力を向上する必要があります。

【健康福祉部健康福祉政策課、同地域福祉課】

##### 〔取組方針（施策）〕

大規模自然災害発生時における保健師等の派遣については、本庁関係部署及び保健福祉事務所の役割分担や派遣調整（受入調整含む。）の手順等を明確化し、被災市町村の要請に対して速やかに職員を派遣する体制を整備します。

また、長野県災害派遣福祉チーム員や DPAT の養成研修を実施するとともに、登録者の技能維持・向上に向けた研修・訓練等を実施します。

#### ⑤ 要配慮者に対する支援の強化

##### 〔脆弱性評価〕

高齢者や障がい者等の要配慮者は、一般避難所での生活に困難を伴う場合があるため、福祉避難所など要配慮者の円滑な利用に配慮した避難場所を確保するとともに、要配慮者の状況に応じて、福祉避難所に直接避難できる体制を整備することが重要です。

また、県では、避難所等で手話通訳が必要な場合に備え、「遠隔手話通訳システム」を導入し、市町村と連携して、遠隔手話通訳システムにアクセスする二次元コードを避難所に配備するとともに、必要な時にスムーズにシステムを利用できる二次元コードを配布しています。

災害時にも遠隔手話通訳システムの利用を可能にし、手話による情報伝達ができるようにすることが必要です。

【健康福祉部健康福祉政策課、同障がい者支援課】

##### 〔取組方針（施策）〕

国の「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」を踏まえ、要配慮者の利便性に配慮した福祉避難所の整備が進むよう、福祉避難所の指定状況や国の動向等の情報を市町村と共有するとともに、福祉避難所への直接避難を含めた要配慮者の避難体制が確保されるよう、市町村における個別避難計画の作成を支援します。

また、市町村に対して遠隔手話通訳システムの導入を働きかけるとともに、市町村が手話通訳者を確保できない場合は、県配置の通訳者が対応する体制を整備します。

<遠隔手話通訳システム>



起きてはならない最悪の事態

2-5 被災地における感染症等の大規模発生



① 災害時における感染症感染拡大の防止

〔脆弱性評価〕

令和元（2019）年に「避難所感染症対策チェックリスト」を作成し、避難所での感染予防に必要な物品や啓発方法等、災害時における避難所の感染症対策を周知してきました。

また、新型コロナウイルス感染症の発生を受け「避難所運営マニュアル策定指針」を改定するとともに、「避難所等での新型コロナウイルス感染症対策 事前準備チェックリスト」や「避難所担当職員向け感染予防マニュアル」を作成し、市町村に周知するなど、感染拡大防止対策を強化しています。

今後も新たな感染症の発生・感染拡大のおそれがあり、状況に応じたマニュアル等の修正や、避難所の過密化を避けるため、避難所以外の安全な場所に避難する分散避難などを周知する必要があります。

【危機管理部危機管理防災課、健康福祉部感染症対策課】

〔取組方針（施策）〕

国による避難所運営ガイドライン等の修正も踏まえ、「避難所運営マニュアル策定指針」等を随時改定するとともに、状況に応じて常に適切な対策がとれるよう、対応力の強化に努めます。

また、市町村と連携してホテル・旅館等の避難先としての活用や、車内で安全が確保できる場所の周知などに取り組みます。

県民の皆様へ

避難に当たっては、マスク着用などの基本的な感染症対策の徹底や、消毒液、体温計などを持参するようお願いします。

また、避難所への避難だけでなく、安全な親戚や知人宅、ホテル・旅館など、ご自身やご家族の状況にあった避難先をあらかじめ決めておきましょう。

② 要配慮者利用施設の換気機能強化

〔脆弱性評価〕

高齢者施設や障がい者福祉施設等の要配慮者利用施設は、重症化リスクが高い方などが利用しています。風通しの悪い空間は感染症の感染リスクが高くなるため、立地条件等により窓があっても十分に換気が行えない場合も定期的に換気ができるよう、施設の換気機能を強化する必要があります。

【健康福祉部介護支援課、同障がい者支援課】

〔取組方針（施策）〕

要配慮者利用施設における換気設備の整備等を支援します。



## 第3節 必要不可欠な行政機能、情報通信機能を確保する

### 起きてはならない最悪の事態

#### 3-1 信号機の停止等による交通事故の多発



##### ① 信号機停止対策の推進

###### 〔脆弱性評価〕

災害時の停電による信号機の停止を防ぐため、信号機に電源を供給する信号電源付加装置等の整備を進めていますが、令和元年東日本台風災害の際には、県内でも100基以上の信号機に電源が供給されない事態が発生しました。

対策が必要な信号機は464基（令和3年度末現在）となっており、引き続き、信号電源付加装置や可搬式発電機から電源を供給する発動発電機直結型接続ケーブルを整備することが必要です。

【交通部交通規制課】

###### 〔取組方針（施策）〕

信号機能の停止による交通事故等を防ぐため、計画的に信号機電源付加装置や発動発電機直結型接続ケーブルの整備を進めます。

##### <信号機電源付加装置>



※停電時に発動発電機が自動的に起動して電源を供給し、信号機の機能を維持。

##### <発動発電機直結型接続ケーブル>



※信号機に可搬式発動発電機を迅速かつ簡略に接続するため、接続用ケーブルを整備。



タイプA



タイプB

## 県民の皆様へ

停電等により信号機能が停止した場合は迅速に復旧対策を行いますが、復旧するまでの間は、交差点等での安全確認を十分に行うようお願いします。

## 【達成目標】

指 標 名		担当課室	第2期 目 標	現 状	第3期 目 標
①	信号機電源付加装置の整備数	交通規制課	104基 (2022年度)	131基 (2021年度)	142基 (2027年度)
	発動発電機直結型接続ケーブルの整備率		100% (2022年度)	87.3% (2021年度)	100% (2027年度)

## 起きてはならない最悪の事態

## 3-2 県庁、市町村役場をはじめとする地方行政機関の大幅な機能低下



## ① 業務継続計画の更新・見直しの継続

## 〔脆弱性評価〕

平成23(2011)年度に本庁、現地機関が策定した業務継続計画(BCP)を毎年度見直すとともに、研修会や個別相談を通じて市町村計画の見直しを支援しています。

今後も、災害の想定や、庁舎機能不能時の対応、災害時に必要となる人員や資機材等の確保を継続して検討し、業務継続計画の更新・見直しを行う必要があります。

【危機管理部危機管理防災課】

## 〔取組方針(施策)〕

業務を継続する体制を確保するため、想定される災害等の特性等を踏まえた、必要な人的・物的資源の継続的な確保、定期的な訓練や点検、訓練を通じた経験の蓄積や状況変化に応じた体制を構築し、計画の更新・見直しを行います。

また、研修会の開催等により市町村の業務継続計画の実効性が確保できるよう支援します。

## ② 被災市町村への支援

## 〔脆弱性評価〕

災害時又は災害が発生するおそれがある場合には、県災害対策本部地方部の職員を情報連絡員(リエゾン)として被災市町村に派遣し、被害情報の収集を行うとともに、状況に応じて災害対策の助言を行っています。令和元年東日本台風災害の際には、県内43市町村に情報連絡員を派遣し円滑な情報共有を行いました。

災害時に速やかに職員を派遣する体制を整備するとともに、派遣する職員の資質向上を図る必要があります。

また、災害時に公共施設の損傷個所の応急措置等を行う体制を整えておく必要があります。

【危機管理部危機管理防災課、地域振興局、建設部技術管理室】

## 〔取組方針(施策)〕

災害が発生した場合は、ただちに被害状況調査体制をとり、迅速・的確な被害状況の調査を行うとともに、職員の資質向上を図るため、長野県防災情報システムや物資調達・輸送調整等支援システムの入力訓練等を実施します。

また、公共施設の損壊箇所の応急対策等が迅速に行われるよう、市町村と県建設業協会の災害時における応急対策業務に関する協定の締結を促進します。

## ③ 広域応援体制の強化

## 〔脆弱性評価〕

大規模災害時に国や他の都道府県からの人的・物的支援を円滑に受け入れ、被災市町村を支援するため、防災拠点の配置や運用、受援業務や窓口などを定めた広域受援計画を策定するとともに、市町村の受援計画の策定を支援しています。

速やかな復旧、復興のためには、多方面からの人的・物的支援を十分に活かす必要があります。令和元年東日本台風災害では、本県も、中部9県1市等から、避難所運営や罹災証明書の交付な

などを支援する延べ約 33,000 人の人的支援を受け入れており、大規模自然災害に備え、受援体制の構築や、県内での相互応援体制を確認しておく必要があります。

【危機管理部危機管理防災課】

〔取組方針（施策）〕

訓練などを通じて受援計画の継続的な見直しを行い、県計画の実効性を確保するとともに、全市町村での計画策定に向け、受援計画の「標準形」を提供し作成を支援するほか、県計画の見直しに併せて継続的に更新できるよう、市町村に情報提供を行うなど、積極的に助言を行います。

また、長野県市町村相互応援協定が機能するよう、必要に応じて代表市町村会議を開催するとともに、定期的に物資調達・人的支援等の訓練を実施します。

④ 災害応急対策拠点となる施設の強靱化の推進

〔脆弱性評価〕

災害応急対応の拠点となる県有施設（県庁、合同庁舎、警察署など）は、「県有施設耐震化整備プログラム」に基づく割増補強等による耐震化は概ね終了しており、県内市町村の災害対策本部設置庁舎の耐震も概ね終了しています。

一方で、浸水想定区域内に所在する災害応急対策活動の拠点となる施設の浸水対策を進める必要があります。

また、被災時も行政情報システムが稼働できるよう、災害対策が施された施設にサーバ等を設置するとともに、通信回線の冗長化※を図る必要があります。

※冗長化：回線を複数確保すること

【危機管理部危機管理防災課、企画振興部デジタルインフラ整備室、総務部財産活用課、建設部施設課】

<浸水対策>



(止水板)



(止水扉)

〔取組方針（施策）〕

浸水想定区域内の防災上重要な庁舎の浸水対策を推進するとともに、主要な情報システムは、耐震化や浸水対策等が施され、情報の安全性・可用性が確保されたデータセンター等にサーバ等を設置し、高速情報通信ネットワークの回線冗長化を実施します。

また、耐震対策が未着手の県有施設は、施設毎に建替え、改修、除却等の検討、対策を進めるとともに、市町村に対しては、庁舎の非常用電源の確保や浸水対策等の整備ができるよう、必要な情報を提供します。

⑤ 防災行政無線の適切な維持管理

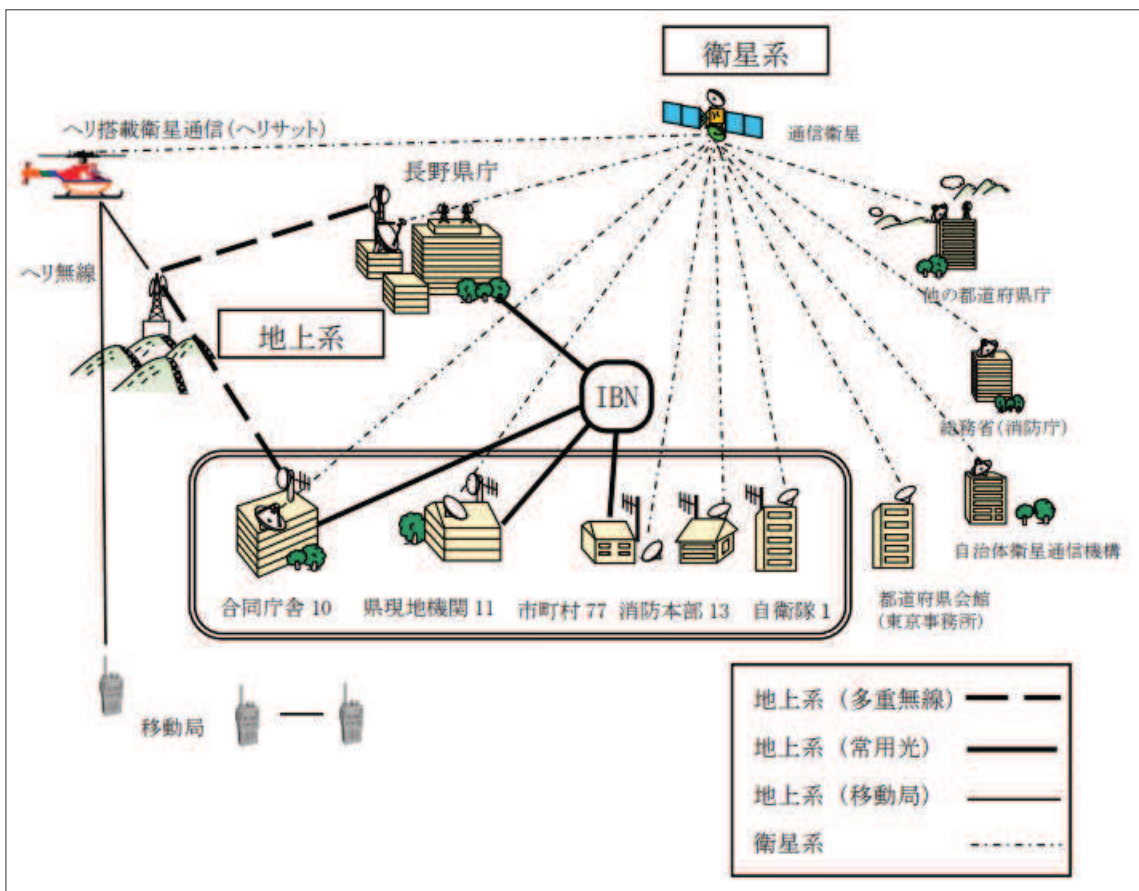
〔脆弱性評価〕

大規模自然災害が発生した場合、県は、国や市町村、消防本部、自衛隊などの関係機関との連絡を迅速かつ確実にを行うため、地上中継局を経由する地上系と、通信衛星を利用する衛星系の2系統の無線通信設備を運用しています。

非常時に通信手段が途絶えることがないように、地上中継局の設備を計画的に更新し、安定的な運用に努めており、引き続き、老朽化した設備の更新や、衛星系無線通信設備の機能高度化などに対応する必要があります。

【危機管理部消防課】

<長野県防災行政無線イメージ図>



〔取組方針（施策）〕

常に安定した通信を確保するため、計画的に設備の保守点検や修繕、更新等を行うとともに、衛星系無線通信設備は、映像の送受信や降雨時の通信能力が強化された第3世代システムへの移行を進めます。

【達成目標】

指標名	担当課室	第2期目標	現状	第3期目標
④ 応急的浸水対策が完了した防災上重要な庁舎数	財産活用課	— (2020年度)	0施設 (2021年度)	24施設 (2025年度)

起きてはならない最悪の事態

3-3 停電、通信施設の被災による情報通信の麻痺・長期停止



① 災害時に必要な電話機能等の維持確保

〔脆弱性評価〕

安定し、効率的かつ効果的な通信通話サービスの提供によって、災害時の通話不通による社会不安や生活への支障をできるだけ回避・低減させ、県民のニーズに対応できるよう、電気通信事業者による通確保のための取組を継続的に進めることが重要です。

〔取組方針（施策）〕

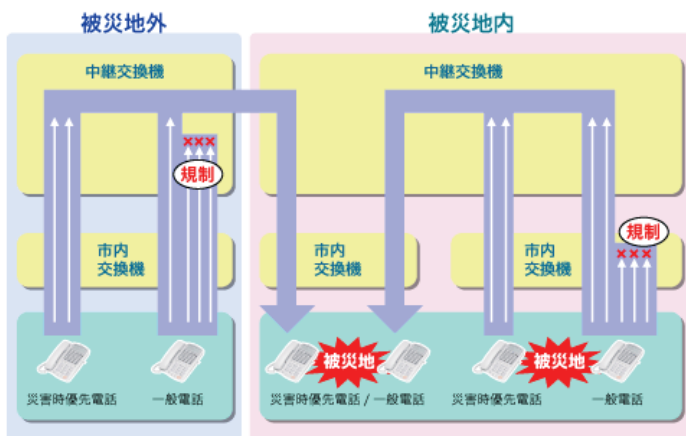
(1) 東日本電信電話株式会社

予期せぬ大規模な災害に備え、平常時の「通信ネットワークの信頼性向上」、災害時の「重要通信の確保」、「サービスの早期復旧」を災害対策の基本方針として取り組みます。

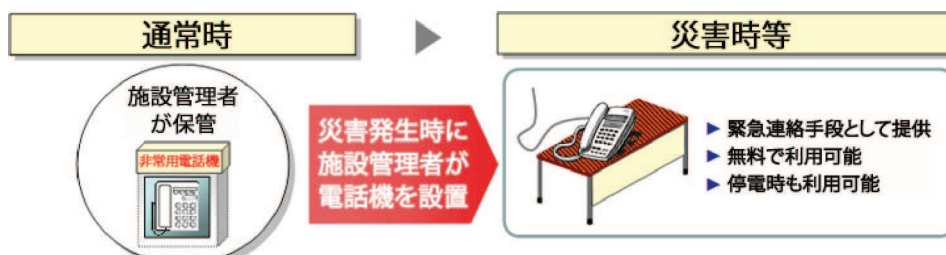
また、24時間365日、全国の通信ネットワークを監視し、故障や災害に即応するとともに、更にきめ細かな対応ができるようシステムの高度化を図ります。

- ・警察・消防等の重要通信・緊急通信の優先的な確保
- ・災害時に無料で使用できる災害時用公衆電話（特殊公衆電話）の事前配備
- ・非常用エンジン、蓄電池、移動電源車の配備による停電対策の実施
- ・災害用伝言ダイヤルサービスの提供
- ・孤立エリアの通信確保訓練の実施

<重要通信確保のための通話制御>



<災害時用公衆電話>



※ 通常時はご利用いただけません。

(2) 株式会社NTTドコモ

平時の通信品質の維持・向上とともに、非常時における重要通信を確保するための仕組みを多層的に準備しており、通信設備が被害を受けた場合においても迅速な復旧を可能とする体制づくりを進めます。

また、通信設備の二重化や重要施設の分散化を進め、一層の通信確保を図ります。

- ・地震、台風、豪雪、火山噴火などあらゆる災害が発生してもモバイル通信を安心して利用できるさまざまな対策の提供
- ・避難所への「無料充電サービス」の提供や「d Wi-Fi」の設置等
- ・帰宅困難者支援場所としてのNTTドコモ長野ビルの開放と各種サービスの提供
- ・自治体等からの携帯電話等の貸出要請への対応

＜衛星エントランス  
搭載移動基地局車＞



＜重移動電源車(大型)＞



＜無料充電サービス/d Wi-Fi＞



(3) KDDI株式会社

いかなる状況であっても安定した通信サービスが利用できるよう、複数の通信ルートを持つ強靱なネットワークを構築し、高品質な通信サービスを提供します。

また、被災地エリアでの安心・安全な携帯電話の利用のため、車載型や可搬型、あるいは海上船舶に搭載した無線基地局の配備等により通信確保を図ります。

- ・移動電源車、非常用発電機の配備による停電対策
- ・災害時における自治体へのリエゾン（災害対策現地情報連絡員）の派遣
- ・自治体等からの携帯電話等の貸出要請への対応
- ・避難所へのWi-Fiボックスや充電ボックスの設置
- ・無料公衆Wi-Fiを利用できる災害用の「00000JAPAN（ファイブゼロジャパン）」の提供

＜車載型無線基地局・可搬型無線基地局・移動電源車の配備、無料公衆Wi-Fi＞



(可搬型無線基地局)

(移動電源車)

(00000JAPAN)

(車載型無線基地局)

(4) ソフトバンク株式会社

強固なネットワークの構築と災害時の緊急対応に備えた体制を整備し、継続した通信サービスの提供を行います。

- ・ネットワークセンターの停電時 48 時間以上無停電対策の実施
- ・自治体（災害対策本部拠点）をエリアカバーする基地局の停電時長時間継続稼働化
- ・可搬型発動発電機、移動基地局車、可搬型移動基地局、可搬型衛星アンテナ、地上系エントランス無線、気球無線中継システム等の配備
- ・災害時の情報伝達手段として緊急速報メール、災害用伝言板サービス等を提供
- ・自治体等からの携帯電話等の貸出要請への対応
- ・避難所での充電、Wi-Fi、電話サービスの無料提供

<大型移動基地局車・可搬型移動基地局・気球無線中継システムの配備>



(大型移動基地局車)



(可搬型移動基地局)



(気球無線中継システム)

(5) 楽天モバイル株式会社

災害時の通信増大や機器障害等に対し迅速かつ柔軟に対応できるよう、機能の仮想化を積極的に取り入れています。

また、電気通信設備、建物、付帯設備を防災設計として複数拠点化し、通信網も冗長性を高めてネットワークの強靱化に継続的に取り組んでいきます。

- ・緊急事態の発令に備えた対策要員の確保
- ・「緊急地震速報」等国や自治体の配信する「災害・避難情報」の緊急速報メールによる配信
- ・災害用伝言板サービスの用意
- ・移動基地局車、可搬型基地局、移動電源車等の配置
- ・重要通信の確保
- ・避難場所や災害復旧関係機関への衛星携帯、スマートフォン、Wi-Fi ルーター、マルチチャージャーなどの貸出

<移動基地局車・可搬型基地局の配備>



(トラックタイプ)



(ワンボックスタイプ)



(可搬型基地局)



起きてはならない最悪の事態

3-4 テレビ・ラジオ放送の中断や、通信インフラ障害によりインターネット・SNS等で災害情報が必要な者に伝達できない事態



① 放送事業者における災害時の情報発信

(1) 日本放送協会（NHK）長野放送局

〔脆弱性評価〕

「命と暮らしを守る」報道に全力を挙げ、長野県の「安全・安心の拠点」として災害に強い地域づくりに貢献し、必要としている人たちに災害関連の情報を確実に届けるため、テレビ・ラジオの放送所・中継局の定期的な保守点検や整備に尽力しています。

また、災害時によりきめの細かい情報発信を行うため、外部機関との連携強化を進めています。令和2（2020）年には、一般社団法人長野県ケーブルテレビ協議会と「災害時における放送連携に関する協定」を結び、翌年に県内のケーブルテレビ事業者8社と覚書を交わして具体的な取組を始めています。このほか、県内の郵便局や防災士会との連携も強化し、広大な県土を持つ長野県の災害情報をきめ細かく迅速に発信する態勢の整備を図っています。

＜令和元年の台風19号災害 千曲川の堤防決壊＞



（提供：NHK長野放送局）

〔取組方針（施策）〕

災害の起きるおそれがある時や災害発生時には、テレビとラジオだけでなく、ホームページやSNSを活用した速報や特設ニュースなどを通じて、最新の気象状況、被害、避難、ライフラインに関する情報などをきめ細かく伝えます。

また、県内でも甚大な被害が発生した令和元年東日本台風災害や令和3年大雨災害などを踏まえて、視聴者に災害の危険を「自分ごと」と受け止めてもらえるよう、放送の画面構成や使用する映像、アナウンサーの呼びかけコメントなどの見直しを進め、危機感が共有できる情報発信となるよう取組を更に進めます。

さらに、インターネットやSNSといったデジタル発信にも力を入れるとともに、長野放送局のホームページでは、いわゆる「L字」画面の情報や市町村が発信する「Lアラート」の情報を即座に提供するほか、Twitterも活用して災害時に注意すべきことや最新の気象情報などを適宜発信していきます。あわせて、県民の生命・財産に直結する災害情報については、多様なメディアを活用した正確・迅速な発信を行います。

＜「L字」放送＞



（提供：NHK長野放送局）

## (2) 県内民間放送事業者

## ア テレビ放送各社

## 〔脆弱性評価〕

災害が予想される場合や災害発生時には、迅速な取材や各自治体等からのLアラート情報等により情報収集を行い、通常のニュース番組だけでなく、速報スーパーやL字画面のほか、ホームページ等も活用して、被害状況や避難場所、ライフラインの情報等をきめ細かく提供しています。

また、大規模災害時にも放送が途絶しないよう、放送施設の耐震化や非常用電源の確保等に取り組んでいます。

## 〔取組方針（施策）〕

大規模停電により地上波テレビの視聴が困難となった災害事例を教訓に、スマートフォンのアプリや動画投稿サイト、ホームページやSNS等インターネット環境を利用した情報発信手段の多様化を更に進めます。

また、非常時対応の訓練や緊急対応マニュアルの見直し等を行い、災害に強い放送体制づくりを進めるとともに、ミニ番組や啓発スポット等を通じ、事前の備えと日頃の防災・減災意識の向上にも寄与してまいります。

## イ 一般社団法人長野県ケーブルテレビ協議会

## 〔脆弱性評価〕

県内のケーブルテレビ局30局で構成し、独自のコミュニティチャンネル(自主制作番組)やインターネット、SNSなどを活用して県内42万世帯に地域情報を発信しています。

また、ケーブルテレビ局がある地元自治体との連携の他、長野県やNHK長野放送局、信濃毎日新聞株式会社との災害協定、ケーブルテレビ局同士を光ケーブルで繋いでの県内ネットワークを構築しており、地元自治体や長野県などからの情報提供、さらに河川情報や道路情報などのきめ細かい情報を提供しています。

## 〔取組方針（施策）〕

災害発生直後から独自のコミュニティチャンネル(自主制作番組)などで避難情報やライフラインに関する情報などを提供します。災害現場からの中継映像や音声の他、地元市町村発表の災害情報をいち早く文字情報やスタジオからの生中継などで提供し、さらには災害協定を締結している長野県からの情報を織り交ぜて提供します。

また、ケーブルテレビ局の社員が地元住民でもあり、被災して映らなくなったテレビやインターネット環境の出張メンテナンスや災害復旧活動への参加なども行います。

## ウ ラジオ放送各社

## 〔脆弱性評価〕

地域に密着したきめ細かな放送ができるよう、Lアラートの積極的な活用やライフライン事業者等との連携により災害時に住民生活に必要な身近な情報を収集し、迅速かつ正確な提供に努めています。

また、自治体と連携した情報伝達訓練や試験放送等の実施、バックアップ回線の敷設、サテライトスタジオの設置や無人時の情報発信のためのAIアナウンサーの導入等を進め、災害発生時への備えを強化しています。

〔取組方針（施策）〕

停電によりテレビ放送を視聴できないときでも情報を入手しやすいラジオの特性をいかし、最新の情報を随時提供するとともに、ホームページやSNS等のインターネット環境による配信も併用し、情報提供体制の拡充を図ります。

また、過去の災害経験を教訓に、災害協定の締結による自治体との連携強化を進め、市町村が臨時災害放送局を開設した際には運営協力を行うなど、地域住民に役立つ情報提供を更に進めます。

② 災害時の情報提供手段の充実

〔脆弱性評価〕

令和4（2022）年11月に県が実施した県政モニターアンケート調査の結果では、災害情報の入手先（複数回答あり）として「テレビ」が90.5%で前回調査（平成26年12月）と同様に最も多く、次いで「ホームページ（SNS等を含む）」が81.3%で前回調査（20.3%）から大幅に増加しました。また、インターネット環境の普及に伴い、「電子メール」や「防災情報アプリ」の利用も増加している一方で、「ラジオ」（52.4%）や「防災行政無線」（34.4%）といった音声情報の利用も引き続き多く、情報入手ツールの多様化が更に顕著になっています。

【危機管理部消防課、同危機管理防災課】

〔取組方針（施策）〕

県、国、市町村等は、災害情報や避難情報を長野県防災情報システムで共有するとともに、市町村は、長野県防災情報システムからLアラート（災害情報共有システム）へ情報を発信し、多様なメディアを通じて県民へ情報提供します。

また、「長野県防災情報ポータル」や防災情報Twitter、信州防災アプリなどにより、避難指示等の発令や避難所の開設状況などの情報を適時適切に提供します。

- ・「長野県防災情報ポータル」URL <https://nagano-pref-bousai.secure.force.com>
- ・「長野県防災情報 Twitter」 @BosaiNaganoPref

県民の皆様へ

ご自身やご家族のライフスタイルや使いやすさ等に応じて、日ごろから、信頼できる情報を提供する防災アプリやホームページ等を利用し、いざという時に活用できるよう備えてください。

③ 防災情報伝達手段の多重化、多様化の推進

〔脆弱性評価〕

災害時に住民等に確実に情報を伝えるためには、情報伝達手段の多重化、多様化が求められ、県内市町村でも取組が進められています。また、屋外スピーカーを使用した防災行政無線等の音声情報は、気象条件により聞き取りづらいなどの課題があることから、戸別受信機の整備や登録者向けメール配信など複数の伝達手段を確保する必要があります。

【危機管理部消防課、同危機管理防災課】

〔取組方針（施策）〕

国の「災害情報伝達手段に関するアドバイザー派遣事業」を活用した、市町村の状況に応じた情報伝達手段の整備や、災害の経験を活かした自主防災組織等による先進的な情報伝達の取組の紹介などにより確実な情報伝達を支援します。

④ 長野県震度情報ネットワークシステムの適切な運用

〔脆弱性評価〕

県は、県内 120 箇所に設置した震度計で震度情報を観測し、初動対応の判断基準とするほか、気象庁及び消防庁にデータを送信しています。

令和 4（2022）年度には震度計等の更新を行うとともに、震度情報の送信をすべて光回線とし、N T T のアナログ回線及び衛星系防災行政無線でバックアップする体制としました。

地震発生時に正確な観測と情報伝達ができるよう、適切な設備の保守点検、修繕を行う必要があります。

【危機管理部消防課】

〔取組方針（施策）〕

県は、常に安定した震度観測と情報伝達を確保するため、計画的に設備の保守点検や修繕、更新等を行います。

<震度計感震器>



<震度計表示盤>

